

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画

(素 案)

令和2年(2020年)〇月

高 松 市

資料 2

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定に当たって.....	2
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の目的.....	6
3 計画の位置付け.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の対象.....	9
6 計画の名称.....	9
7 計画の策定方法.....	10
第 2 章 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題...	11
1 高松市の状況.....	12
2 ニーズ調査結果からみえる高松市の現状.....	23
3 高松市子ども・子育て支援事業計画の達成状況.....	36
4 高松市の子どもや子育て家庭を取り巻く主な課題.....	40
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	45
3 計画の体系.....	46

第2部 各論

第1章	子どもの成長への支援.....	49
基本施策Ⅰ	子どもの心身の健やかな育ちへの支援.....	50
基本施策Ⅱ	健やかな成長を促す学びへの支援.....	56
基本施策Ⅲ	配慮を要する子どもと保護者への支援.....	62
第2章	子育て家庭への支援.....	70
基本施策Ⅰ	地域における子育て支援.....	71
基本施策Ⅱ	子育てと仕事の両立支援.....	77
第3章	子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり.....	80
基本施策Ⅰ	子どもにとって安全・安心な環境づくり.....	81
基本施策Ⅱ	子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり.....	86

第3部 法定事業の量の見込みと確保方策

第1章 教育・保育提供区域.....

- 1 教育・保育提供区域の設定.....
- 2 教育・保育提供区域の状況.....

第2章 教育・保育の量の見込みと確保方策.....

- 1 量の見込みと確保方策の考え方.....
- 2 量の見込みと確保方策.....

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策...

- 1 量の見込みと確保方策の考え方.....
 - 2 量の見込みと確保方策.....
-

第1部 総論



第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 社会動向

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化、ひとり親家庭の増加、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み育てる喜びが実感できる社会の実現、次代を担う子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

(2) 国の動向

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、2015年（平成27年）4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加し、都市部を中心に待機児童が発生していることを受けて、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、2017年（平成29年）6月に『子育て安心プラン』を策定し、2022年（令和4年）度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童を2021年度末までに解消することを目指しており、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、2023年度末までに、約30万人分受け皿を整備することを目標に掲げています。

そして、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、2019年（令和元年）5月に子ども・子育て支援法が一部改正され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無料となる、幼児教育・保育の無償化が10月からスタートしました。

全国的に、子育て家庭の孤立化が進み、不安や負担を一人で抱える親が増えている状況を踏まえ、2016年（平成28年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、包括的な支援を提供するため、2020年（令和2年）度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととしています。

近年、顕在化してきた子どもを取り巻く問題への対策強化も図られています。

全国的に、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となる中、2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、2019年（令和元年）5月には、法律が一部改正され、市町村に対し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務として課されました。

また、2019年（令和元年）6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童の権利擁護として、親権者等による体罰禁止が明記化されるとともに、児童相談所への専門職の配置なども踏まえた体制強化及び関係機関間の連携強化等が盛り込まれています。

(3) 香川県の動向

香川県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「香川県次世代育成支援行動計画」を、平成22年3月にその後期計画を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって、次世代の育成支援に取り組んできました。

その後、子ども・子育て支援法の成立を受けて、次世代育成支援施策と併せて、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「香川県健やか子ども支援計画」を策定し、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりを推進しています。

また、国において、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県の努力義務とされたことから、27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。さらに、この計画に基づいて子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、28年9月に実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」の結果を踏まえ、より効果的な支援体制の構築に向けた具体的な方向性を明確にするため、29年3月に「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」を策定しています。

2 計画策定の目的

高松市（以下、「本市」という。）では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「高松市子ども未来計画（前期計画）」、平成22年3月には「高松市子ども未来計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできました。

また、平成25年3月には「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行し、子ども・子育て支援施策の推進を図っています。平成27年3月には、「子ども・子育て支援法」及び「高松市子ども・子育て条例」に基づき、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）（平成27年度～31（2019）年度）」を策定し、本市の次の時代を支える、かけがえのない宝である子どもや子育て家族、地域すべてが笑顔になる「みんなで子育て！笑顔かがやくまち - たかまつ - 」の実現を目指しています。

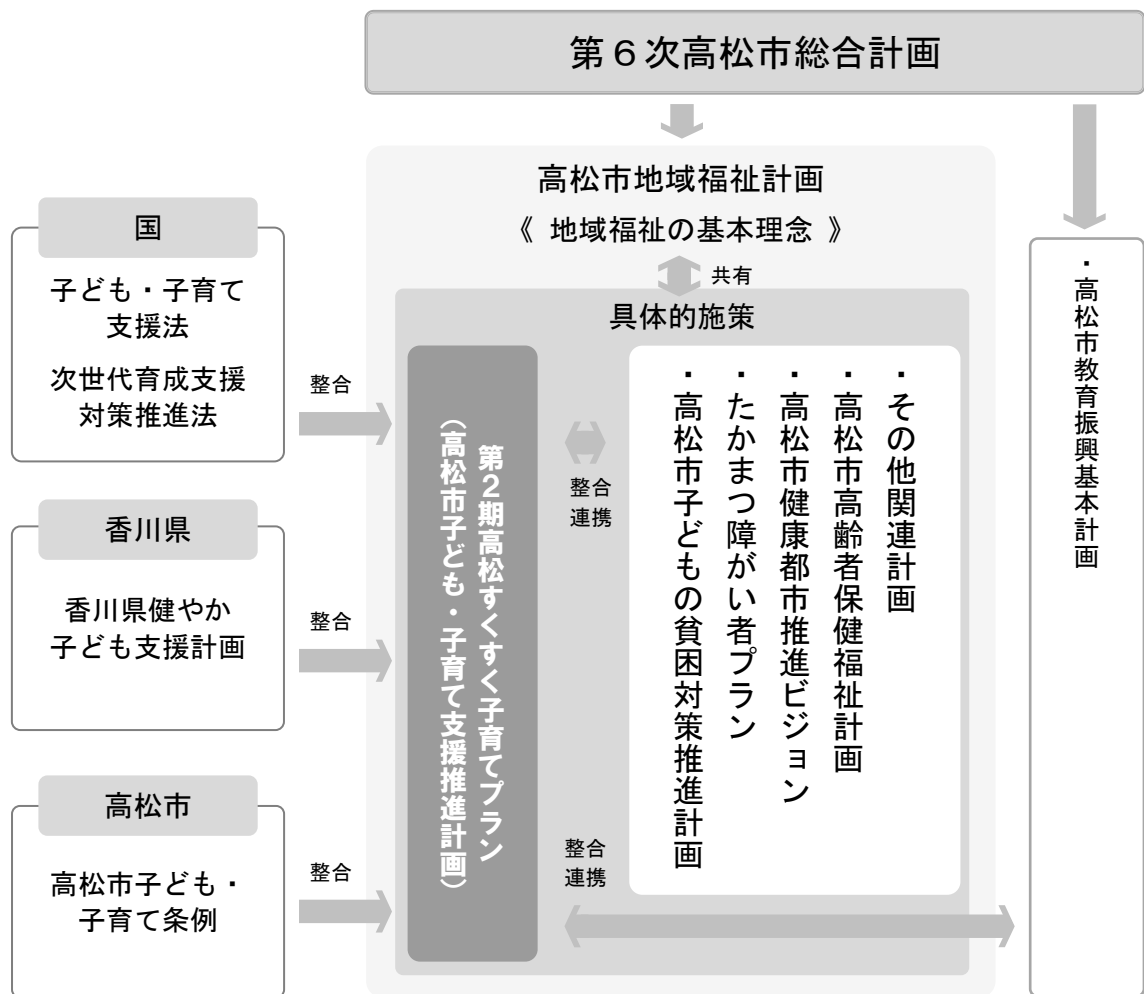
平成30年3月には、本市の未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

この度、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」が令和元年度で最終年度を迎えることから、国や県の動向の変化、市の子育て支援の現状を踏まえ、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）（令和2年度～6年度）』を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、及び高松市子ども・子育て条例第10条に規定する推進計画として策定するとともに、第6次高松市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

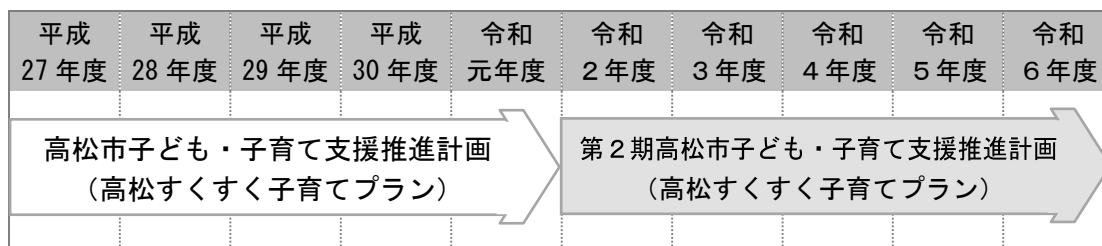
また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体的なものとして策定します。



4 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の対象

本計画は、市内に居住・通勤・通学している子どもとその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校関係者、事業所など、すべての個人と団体を対象とします。

本計画でいう「子ども」とは、高松市子ども・子育て条例に規定するとおり、18歳未満のすべての子どもを対象とします。

すでに18歳になった人でも、高校生や障がい、虐待等により支援が必要な人も含みます。

6 計画の名称

本計画の名称は、第2期高松市子ども・子育て支援推進計画「高松すくすく子育てプラン」とします。

7 計画の策定方法

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

調査対象	調査方法	標本数	有効回収数	有効回収率
① 就学前児童（保護者回答）	郵送による配布・回収	3,500 人	1,957 人	55.9 %
② 小学生（保護者回答）	〃	2,500 人	1,440 人	57.6 %
③ 中学生・高校生	〃	1,000 人	518 人	51.8 %
合計		7,000 人	3,915 人	55.9 %
④ 妊婦	母子手帳交付時、又は、 パパママ教室参加時に、 配布・回収	—	360 人	—

(2) 高松市子ども・子育て支援会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「高松市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリック・コメントの実施・・・・・・・・

市民から、広く意見を得て計画策定を進めることを目的に、パブリックコメント（意見募集）を実施します。



第2章

高松市の子どもと子育て家庭 を取り巻く現状と課題

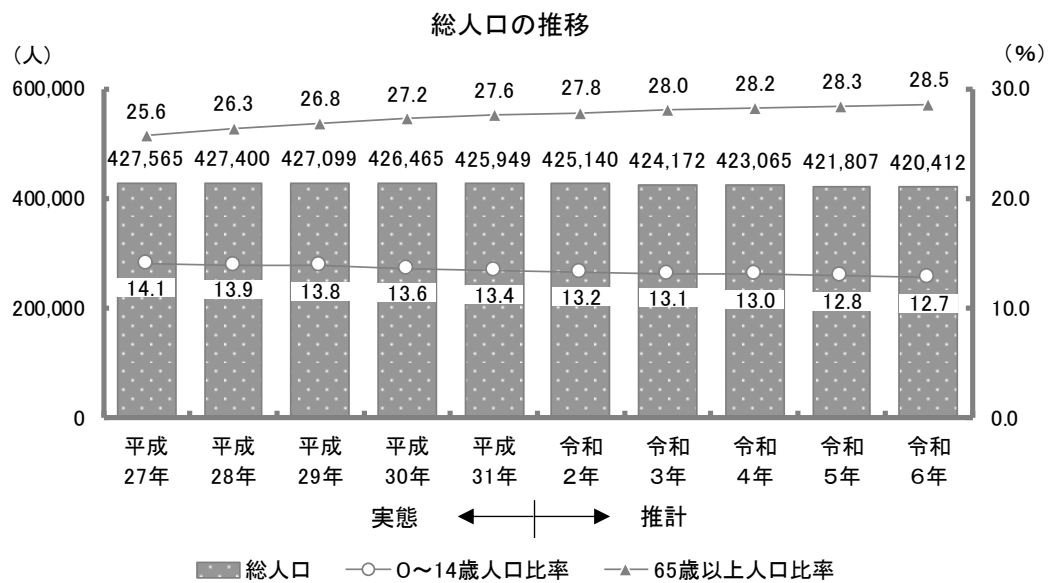
1 高松市の状況

(1) 人口の状況

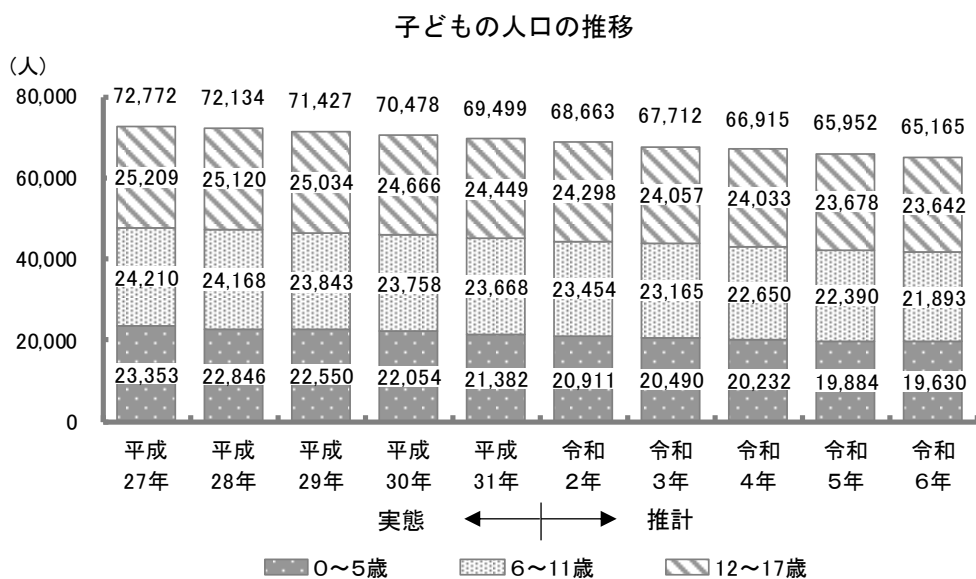
① 人口推移と将来人口

本市の総人口は年々減少し、2019年(平成31年)4月1日現在で425,949人となっており、令和2年以降も減少していくことが見込まれます。

年齢別にみると、高齢者人口は増加が続き、令和6年には28.5%を占め、一方、0～14歳人口は減少を続け、令和6年には12.7%まで落ち込むと見込まれます。



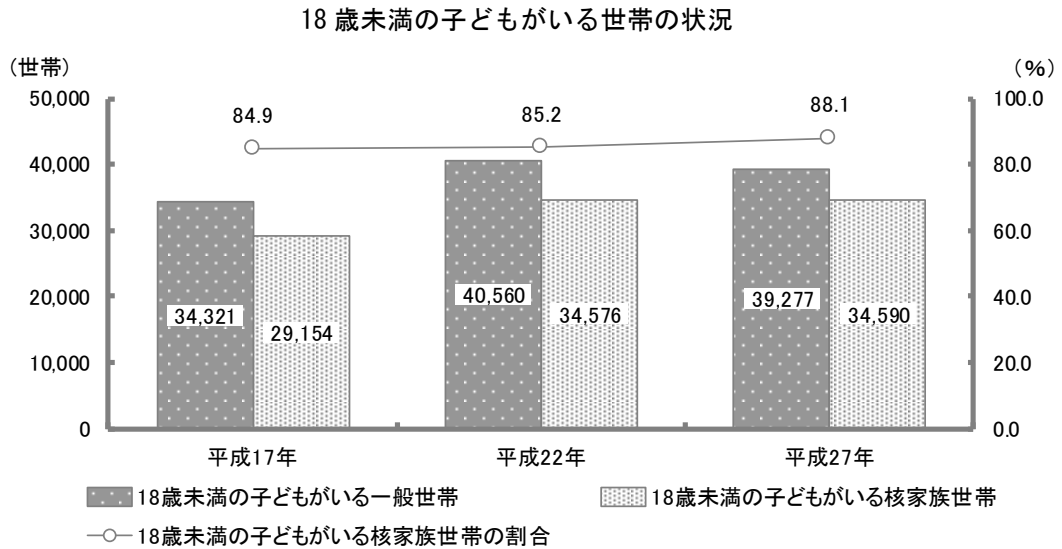
就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）、12～17歳のいずれも、減少傾向が続いており、今後も減少すると見込まれます。



(2) 世帯の状況・・・・・・・・

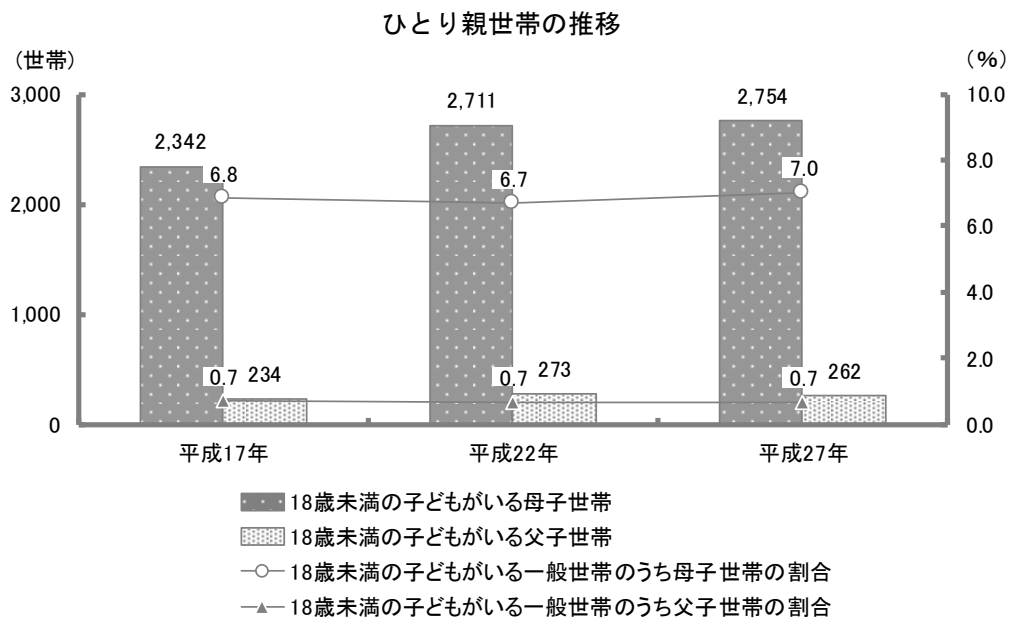
① 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。



② ひとり親世帯の推移

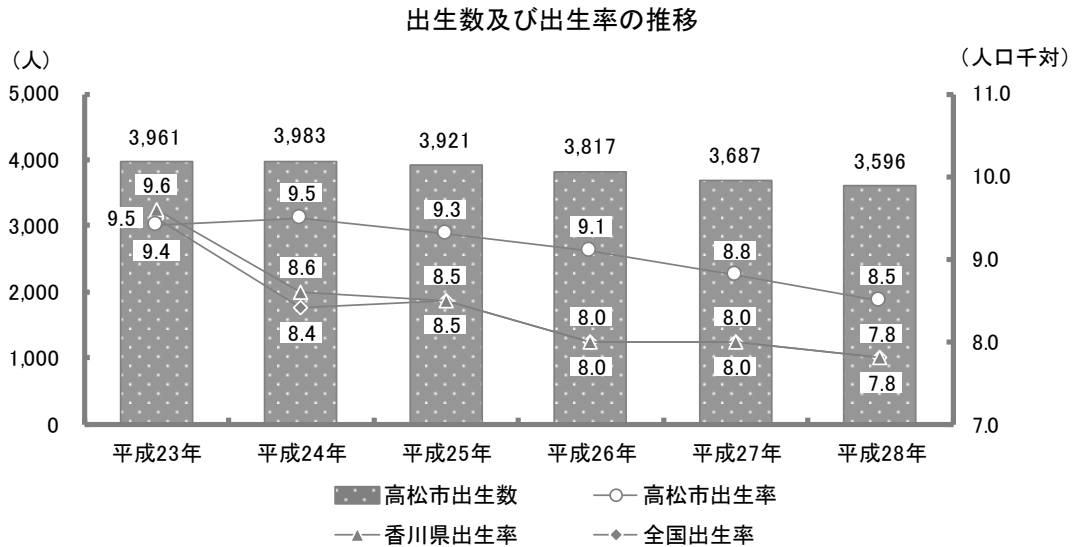
本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯のうち、母子世帯は年々増加していますが、父子世帯は横ばいとなっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

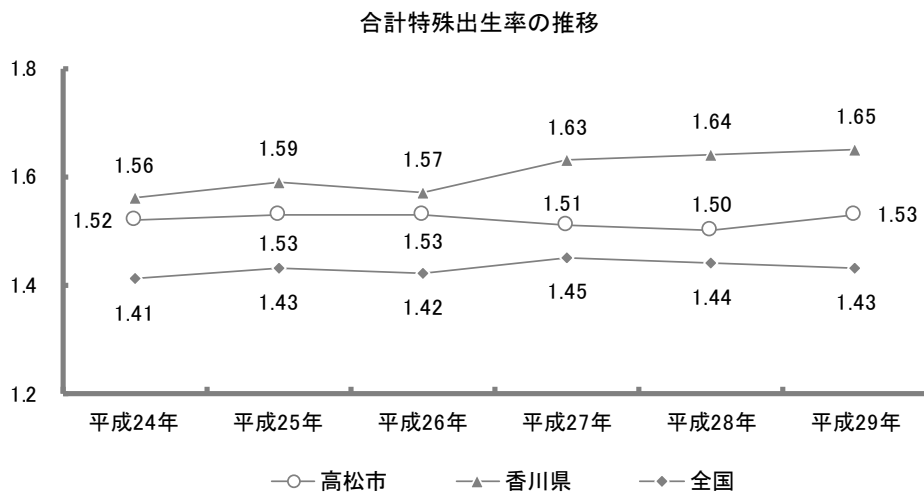
本市の出生数は、平成 23 年以降毎年減少し、平成 28 年では 3,596 人となっています。また、出生率（人口千人あたり出生数）は、全国や香川県を上回っています。



資料：人口動態調査

② 合計特殊出生率の推移

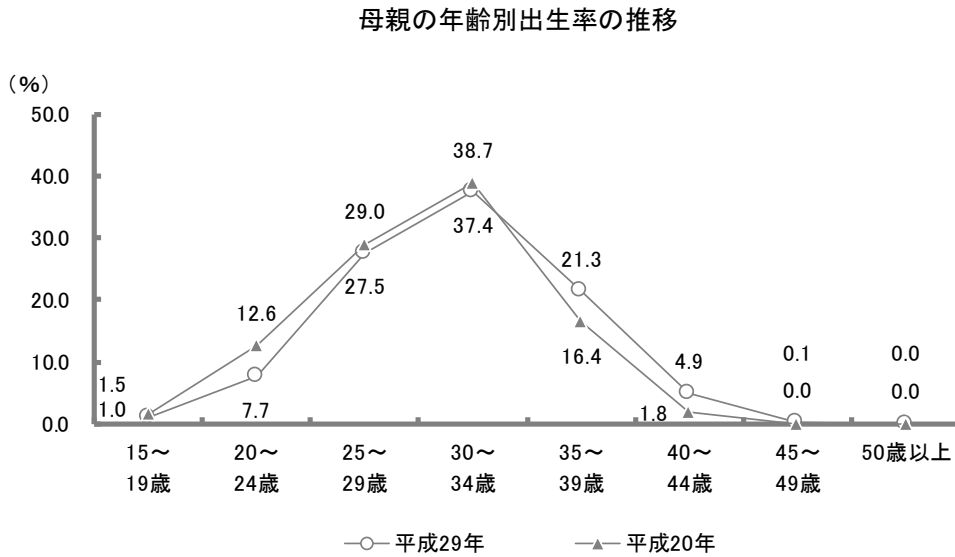
本市の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は、平成 24 年以降横ばいとなっており、平成 29 年には 1.53 となっていますが、人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。



資料：全国及び香川県は人口動態調査、高松市は独自算出によるもの

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、15～34歳の割合が減少しているのに対し、35～49歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

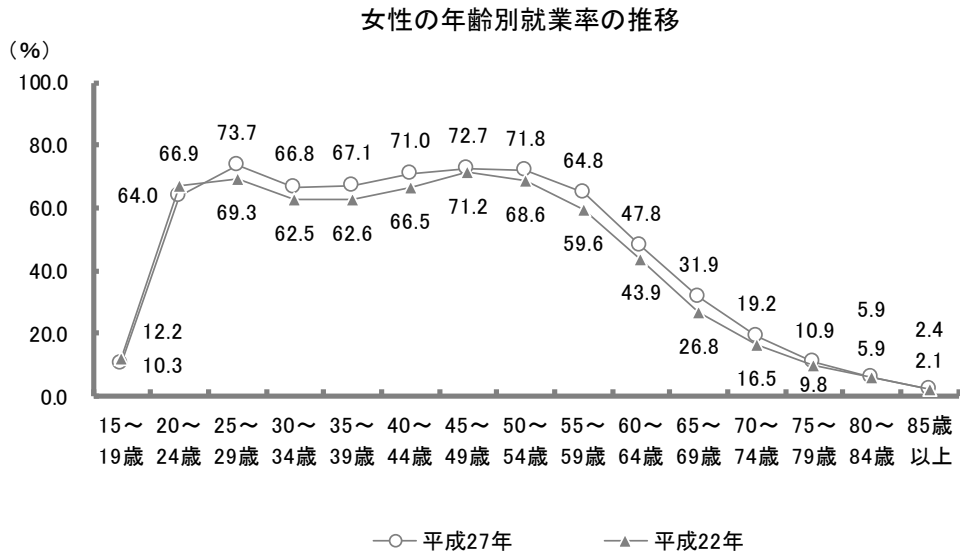


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

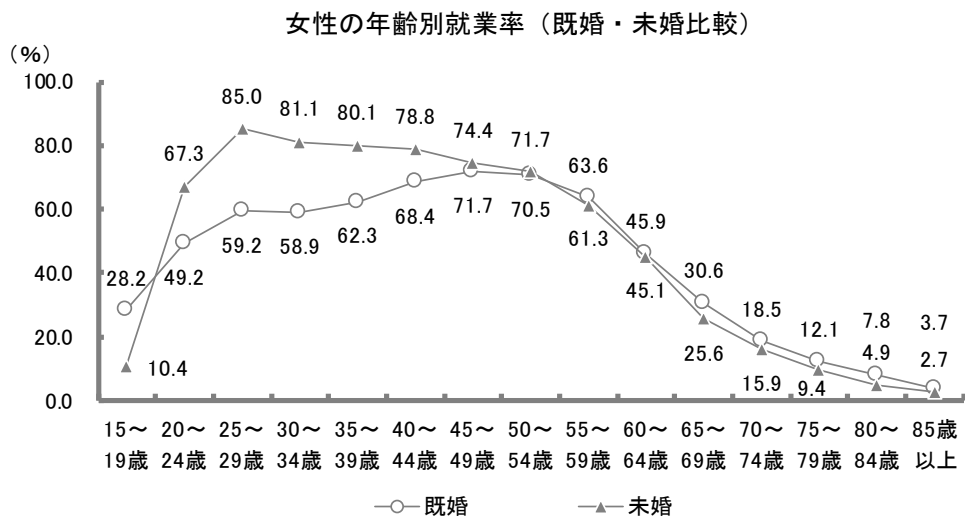
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20～54歳で既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(5) 幼稚園・保育所等の状況・・・・・・・・

① 就学前児童の状況

本市における就学前児童の状況をみると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、3～5歳では、私立幼稚園に通っている児童が最も多くなっています。

単位：人

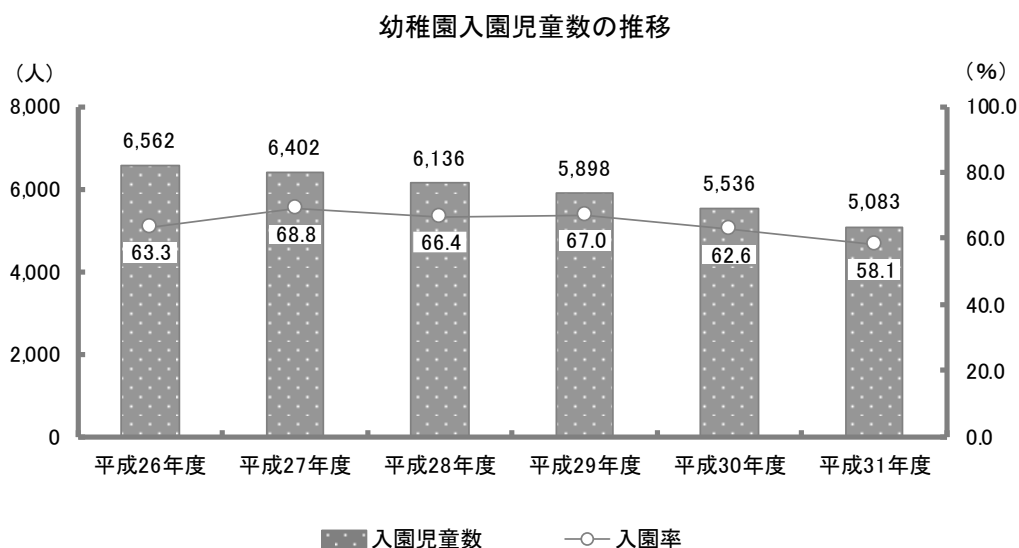
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所	152	532	614	602	641	647	3,188
私立保育所	252	681	766	776	741	759	3,975
市立幼稚園	0	0	0	265	386	430	1,081
私立幼稚園	0	0	0	853	849	964	2,666
市立認定こども園	21	103	103	173	203	168	771
私立認定こども園	97	313	374	766	803	770	3,123
市立小規模保育事業	0	3	0	0	1	0	4
私立小規模保育事業	24	68	73	0	0	0	165
事業所内保育事業	3	13	13	0	0	0	29
認可外保育施設	55	229	185	65	34	33	601
在宅等	2,577	1,525	1,475	50	95	57	5,779
合計 (就学前児童数)	3,181	3,467	3,603	3,550	3,753	3,828	21,382

資料：就学前児童数は、平成31年4月1日の住民基本台帳に基づく人口
 保育所、こども園（2・3号）、小規模保育の児童数は、平成31年4月1日の人数
 事業所内保育の児童数は、平成31年4月1日の人数で、従業員枠を含む
 幼稚園、こども園（1号）の児童数は、令和元年5月1日の人数
 認可外保育施設の児童数は、平成31年4月1日の人数

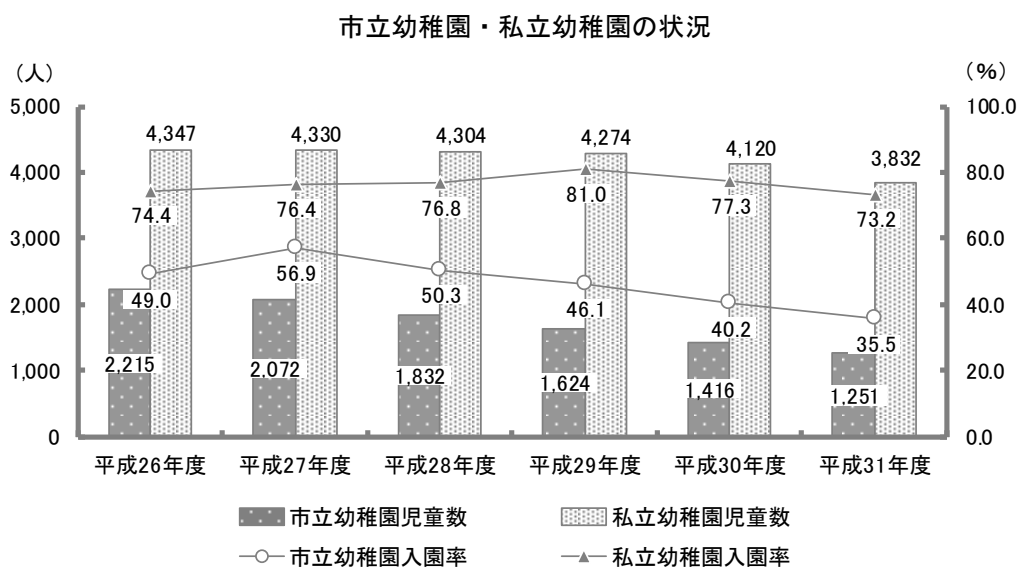
注記：保育所、こども園、小規模保育の児童数には、他市町との委託及び受託分を除く
 私立幼稚園、認可外保育施設の児童数には、市外児童が混在する
 在宅等の児童数は、就学前児童数から、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設
 に通う児童数を差し引いた推計

② 幼稚園の状況

入園児童数は、全体として減少傾向にあり、平成31年度現在、5,083人となっています。このうち、市立幼稚園児が24.6%、私立幼稚園児が75.4%の割合となっています。



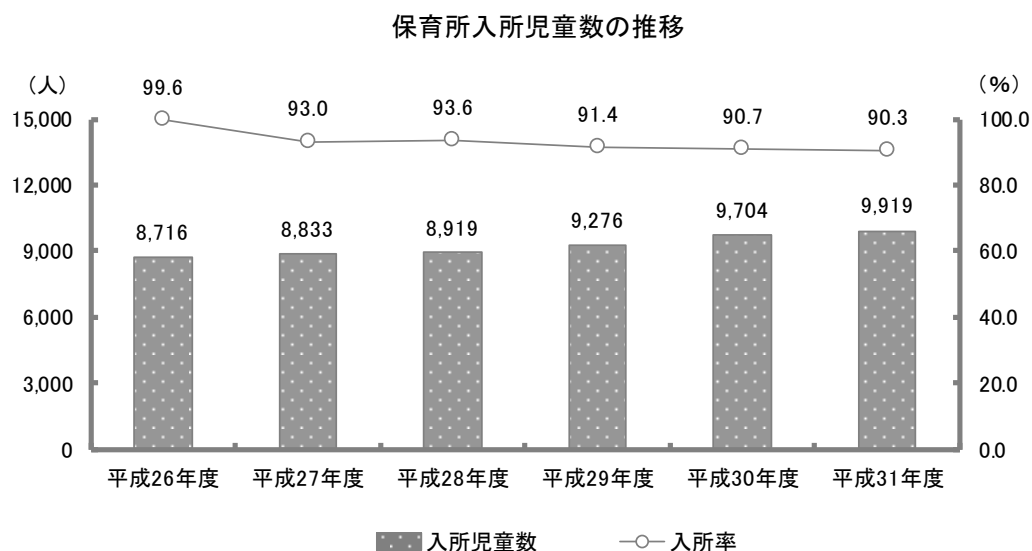
資料：学校基本調査、こども園運営課（各年度5月1日）



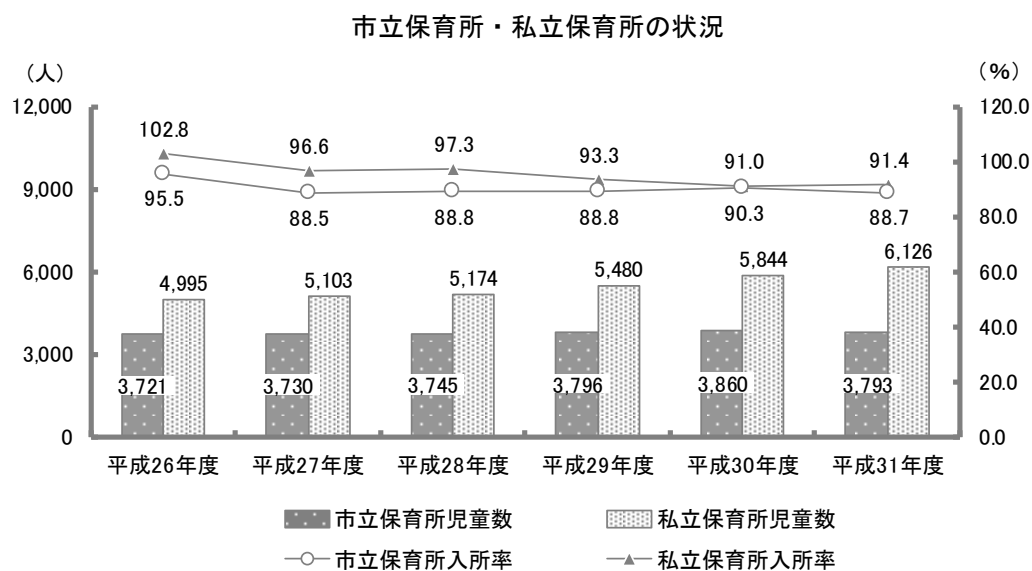
資料：学校基本調査、こども園運営課（各年度5月1日）

③ 保育所の状況

入所児童数は、全体として増加傾向にあり、平成31年度現在、9,919人となっています。このうち、市立保育所入所児が38.2%、私立保育所入所児が61.8%の割合となっています。



資料：こども園運営課（各年度4月1日）

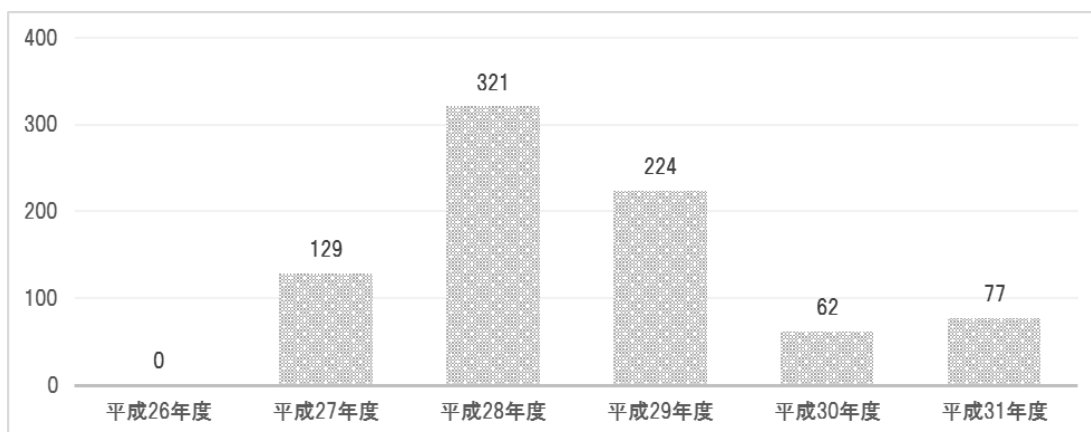


資料：こども園運営課（各年度4月1日）

④ 待機児童数の状況

待機児童数は、平成31年度現在で77人となっています。

待機児童数の推移

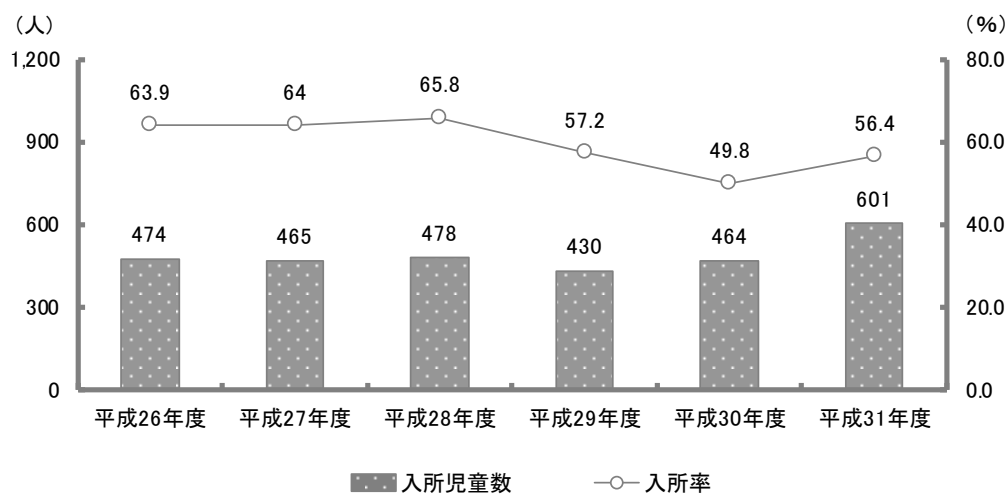


資料：こども園運営課（各年度4月1日）

⑤ 認可外保育施設の状況

入所児童数は、平成31年度に増加し、601人（入所率56.4%）となっています。

認可外保育施設の状況



資料：こども園運営課（各年度4月1日）

(6) 小学校・中学校の状況・・・・・・・・

① 小学校の概況

平成31年度現在、本市には51の市立小学校があり、児童数は22,899人となっています。

単位：校、人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
小学校数	53	50	51	51	51	51
学級数	945	954	956	949	951	954
児童数	23,695	23,466	23,413	23,135	23,032	22,899

資料：学校教育課

② 中学校の概況

平成31年度現在、本市には24の市立中学校があり、児童数は10,969人となっています。

単位：校、人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
中学校数	23	23	24	24	24	24
学級数	389	409	399	396	386	397
児童数	11,615	11,543	11,366	11,345	11,069	10,969

資料：学校教育課

③ 小学校・中学校の不登校等の状況

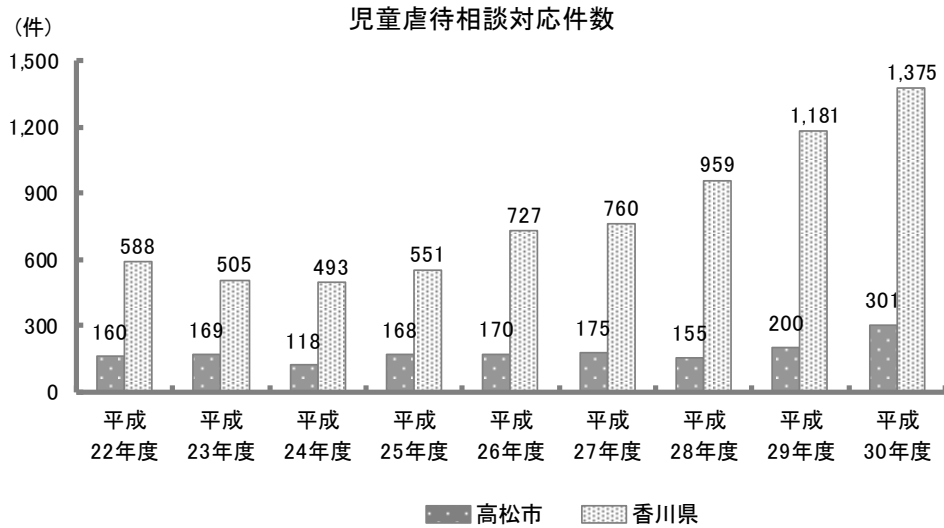
平成30年度の不登校は、小学生で137人、中学生で382人となっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校	不登校	59人	72人	67人	98人	137人
	長期欠席	186人	204人	228人	256人	300人
	いじめの認知件数	54件	39件	83件	182件	565件
	スクールカウンセラー配置校数	50校	48校	48校	48校	47校
中学校	不登校	333人	343人	340人	343人	382人
	長期欠席	400人	412人	418人	431人	466人
	いじめの認知件数	56件	54件	59件	165件	449件
	スクールカウンセラー配置校数	23校	23校	23校	23校	23校

資料：学校教育課、総合教育センター

(7) 児童虐待の現状・・・・・・・・

児童虐待相談対応件数は、平成 29 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度では 301 件となっています。また、虐待の種類では心理的虐待が最も多くなっています。



資料：高松市こども女性相談課

児童の虐待種別

単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	168	170	175	155	200	301
ネグレクト	61	66	66	59	56	69
身体的虐待	58	51	45	46	73	87
性的虐待	1	2	1	0	0	2
心理的虐待	48	51	63	50	71	143

資料：高松市こども女性相談課

2 ニーズ調査結果からみえる高松市の現状

(1) 母親の就労状況について

① 就労の有無と形態

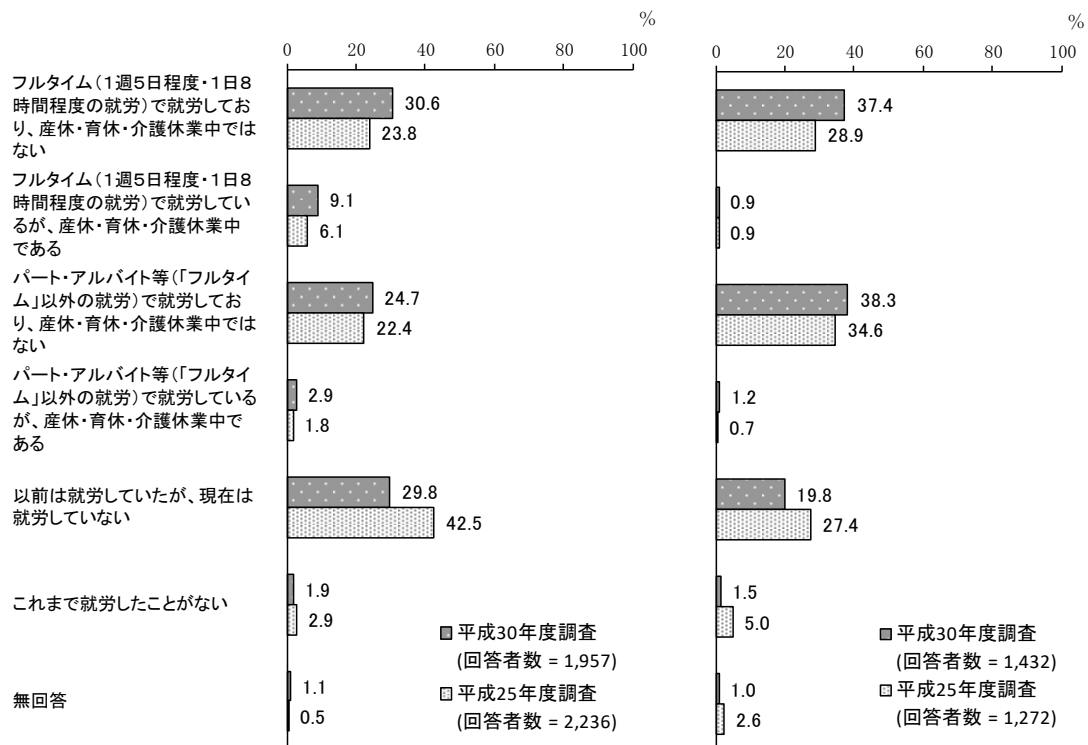
就学前児童の母親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.6%と最も高くなっています。

小学生の母親は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が37.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、就学前児童と小学生とも、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

◆ 就学前児童

◆ 小学生



② パート・アルバイト等就労のフルタイムへの転換希望

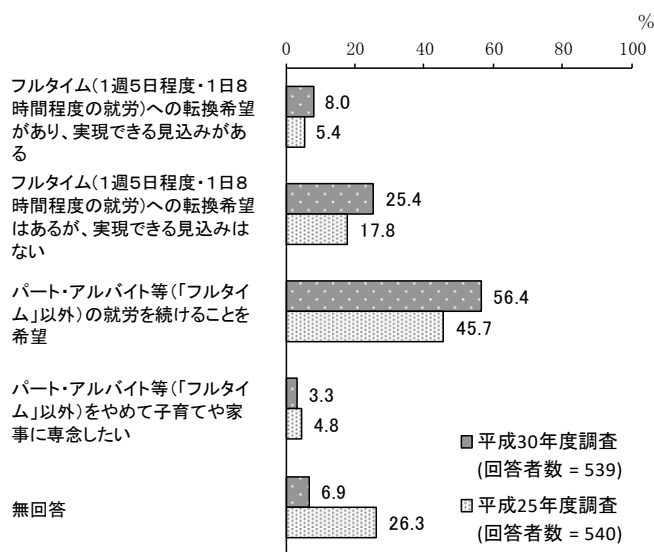
就学前児童と小学生の母親ともに、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が最も高く、就学前児童の母親は 56.4%、小学生の母親は 55.0%となっています。

次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が、就学前児童の母親は 25.4%、小学生の母親は 12.9%となっています。

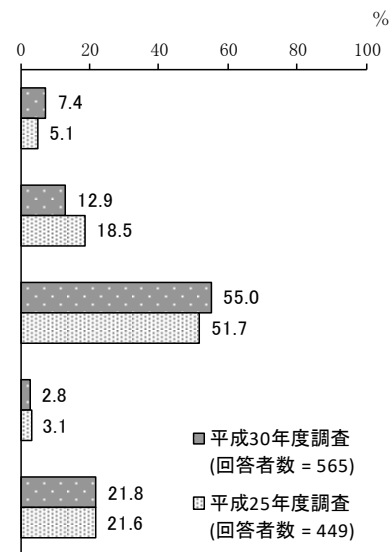
平成 25 年度調査と比較すると、就学前児童の母親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。

一方、小学生の母親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。

◆ 就学前児童



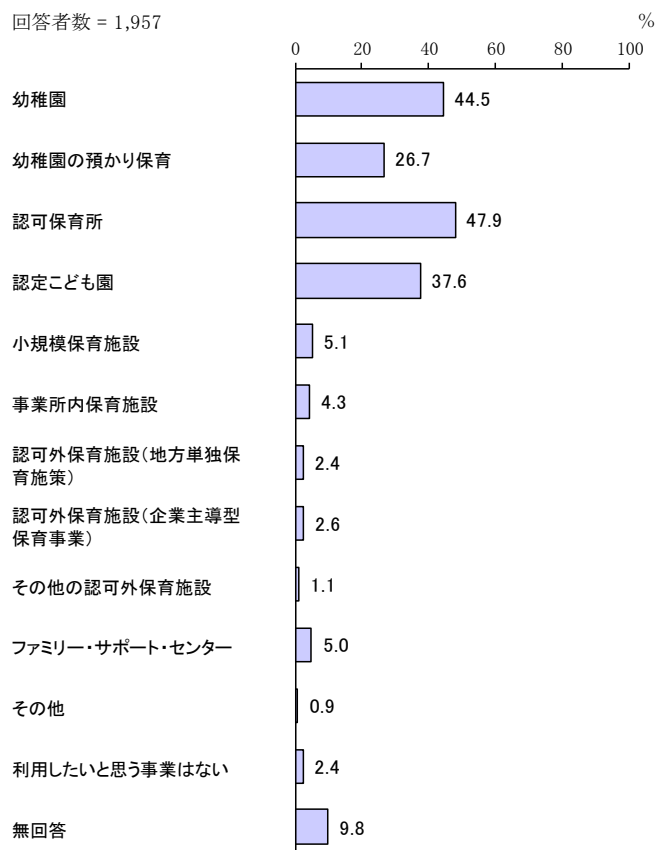
◆ 小学生



(2) 教育・保育事業及び子育て支援事業について

① 就学前児童保護者の平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が47.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が44.5%、「認定こども園」が37.6%となっています。



(3) 仕事と育児の両立支援制度について

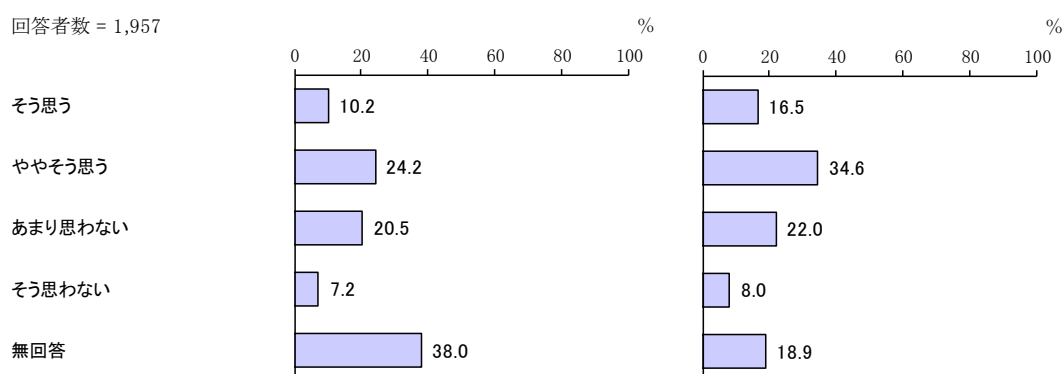
① ワーク・ライフ・バランスがとれていると思うか

就学前児童の保護者は「ややそう思う」の割合が 24.2%と最も高く、次いで「あまり思わない」が 20.5%、「そう思う」が 10.2%となっています。

小学生の保護者も「ややそう思う」の割合が最も高く、34.6%、次いで「あまり思わない」が 22.0%、「そう思う」が 16.5%となっています。

◆ 就学前児童

◆ 小学生



(4) 児童の虐待について

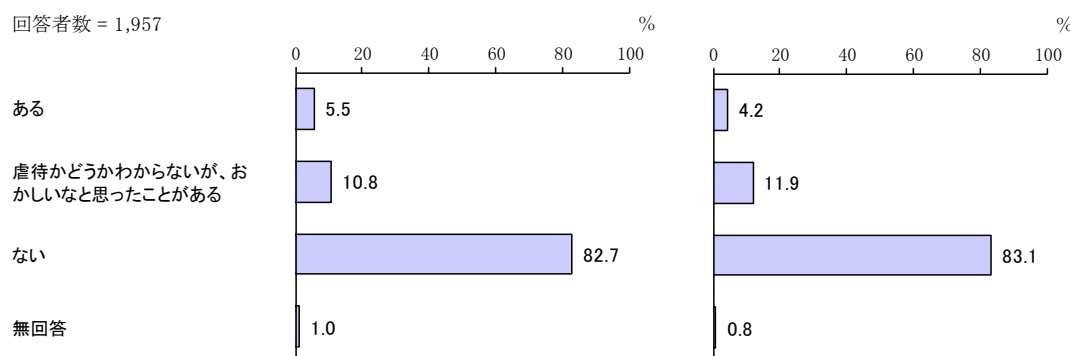
① 身近で虐待を見聞きした経験の有無

就学前児童の保護者は「ない」の割合が 82.7%と最も高く、次いで「虐待かどうかかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が 10.8%となっています。

小学生の保護者も「ない」の割合が最も高く、83.1%、次いで「虐待かどうかかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が 11.9%となっています。

◆ 就学前児童

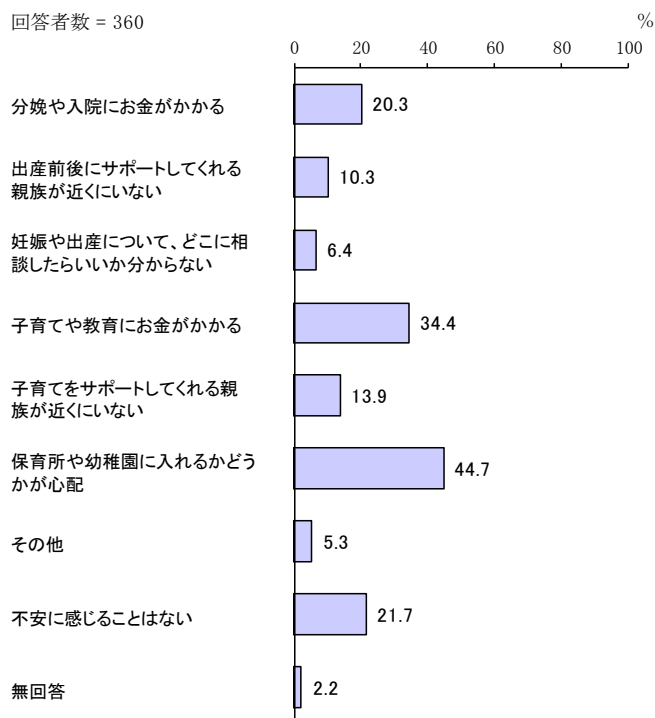
◆ 小学生



(5) 妊娠期から子育てまでの悩みやその相談について

① 妊婦の妊娠・出産・子育てに対する不安や困り事について

「保育所や幼稚園に入れるかどうか心配」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかる」が 34.4%、「分娩や入院にお金がかかる」が 20.3%となっています。



② 就学前児童や小学生の保護者が子育てに関して日頃悩んでいること

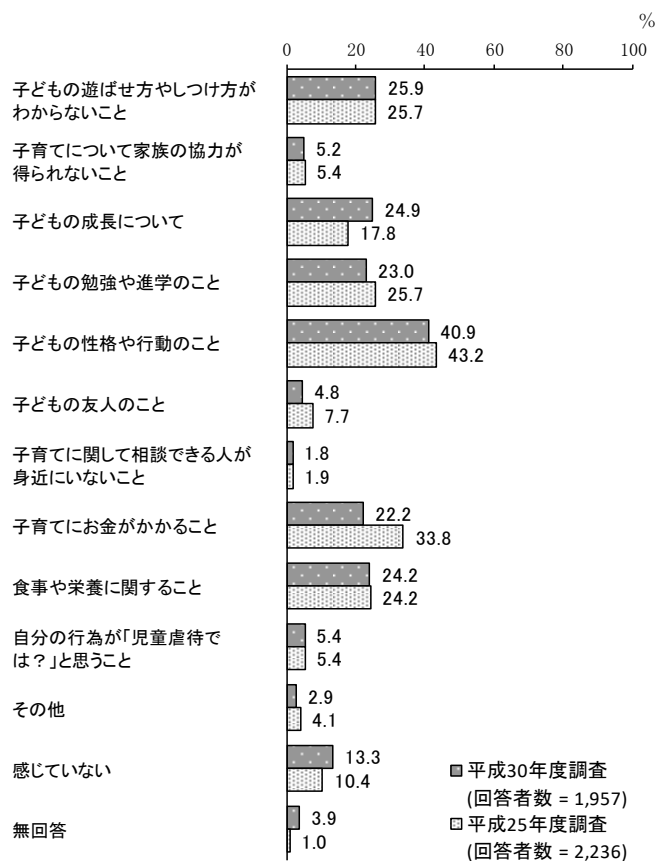
就学前児童の保護者は、「子どもの性格や行動のこと」の割合が40.9%と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけ方がわからないこと」が25.9%、「子どもの成長について」が24.9%となっています。

小学生の保護者は、「子どもの勉強や進学のこと」の割合が55.6%と最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」が40.4%となっています。

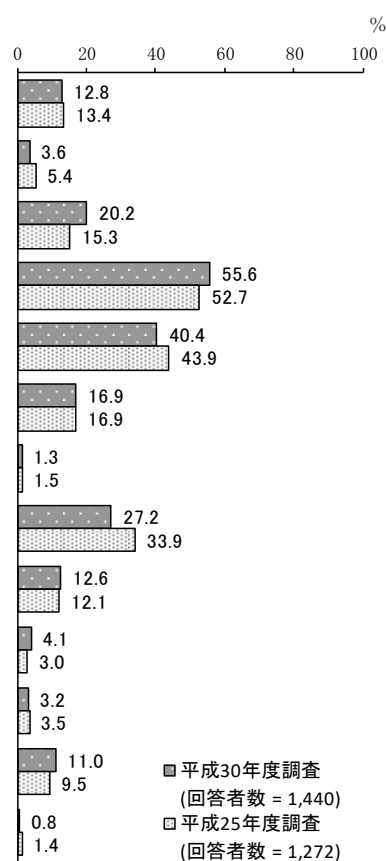
平成25年度調査と比較すると、就学前児童の保護者は、「子どもの成長について」の割合が増加しています。

一方、「子育てにお金がかかること」の割合は、就学前児童と小学生の保護者ともに、減少しています。

◆ 就学前児童



◆ 小学生



③ 就学前児童や小学生の保護者が気軽に相談できる人

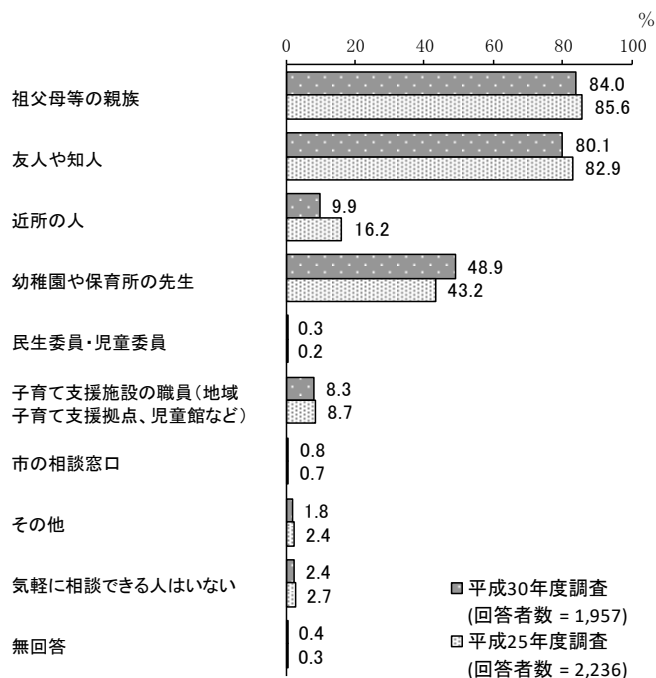
就学前児童の保護者は、「祖父母等の親族」の割合が84.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が80.1%、「幼稚園や保育所の先生」が48.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園や保育所の先生」の割合が増加し、「近所の人」の割合が減少しています。

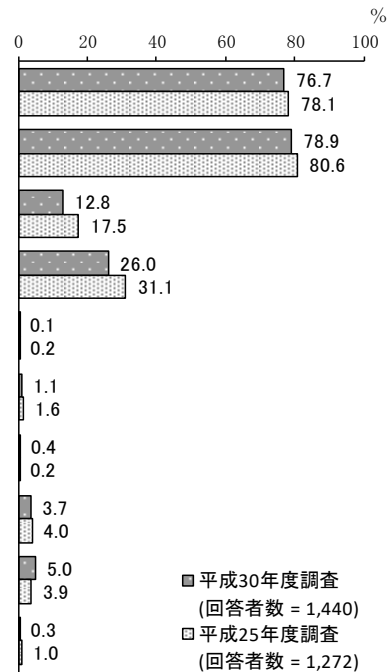
小学生の保護者は、「友人や知人」の割合が78.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が76.7%、「幼稚園・学校の先生、保育士」が26.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「気軽に相談できる人はいない」の割合が増加しています。

◆ 就学前児童



◆ 小学生



(6) 子育て環境について

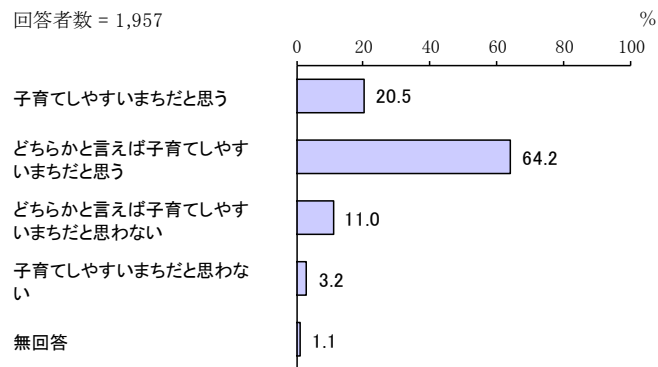
① 本市が子育てしやすいかどうかの意識

就学前児童の保護者は、「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」の割合が64.2%と最も高く、次いで「子育てしやすいまちだと思う」が20.5%、「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思わない」が11.0%となっています。

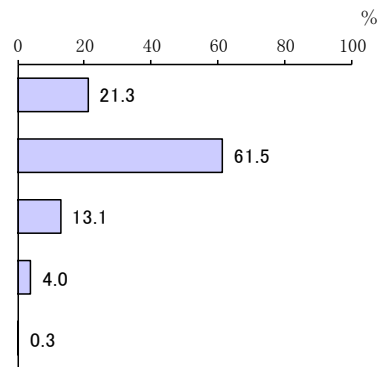
小学生の保護者も「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」の割合が最も高く、61.5%、次いで「子育てしやすいまちだと思う」が21.3%、「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思わない」が13.1%となっています。

◆ 就学前児童

回答者数 = 1,957



◆ 小学生



② 本市が子育てしやすいまちだと思わない理由

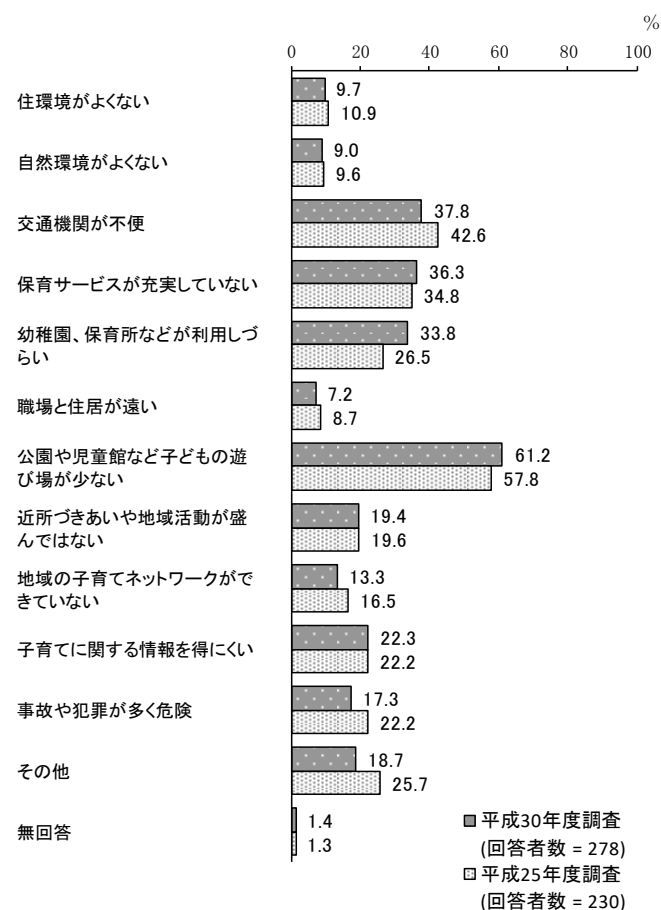
就学前児童の保護者は、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が61.2%と最も高く、次いで「交通機関が不便」が37.8%、「保育サービスが充実していない」が36.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園、保育所などが利用しづらい」の割合が増加しています。

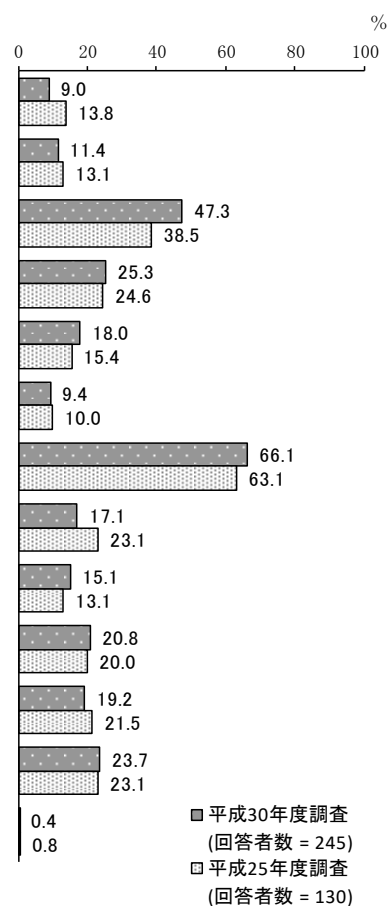
小学生の保護者も「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が最も高く、66.1%、次いで「交通機関が不便」が47.3%、「保育サービスが充実していない」が25.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「交通機関が不便」の割合が増加し、一方、「近所づきあいや地域活動が盛んではない」の割合は減少しています。

◆ 就学前児童



◆ 小学生

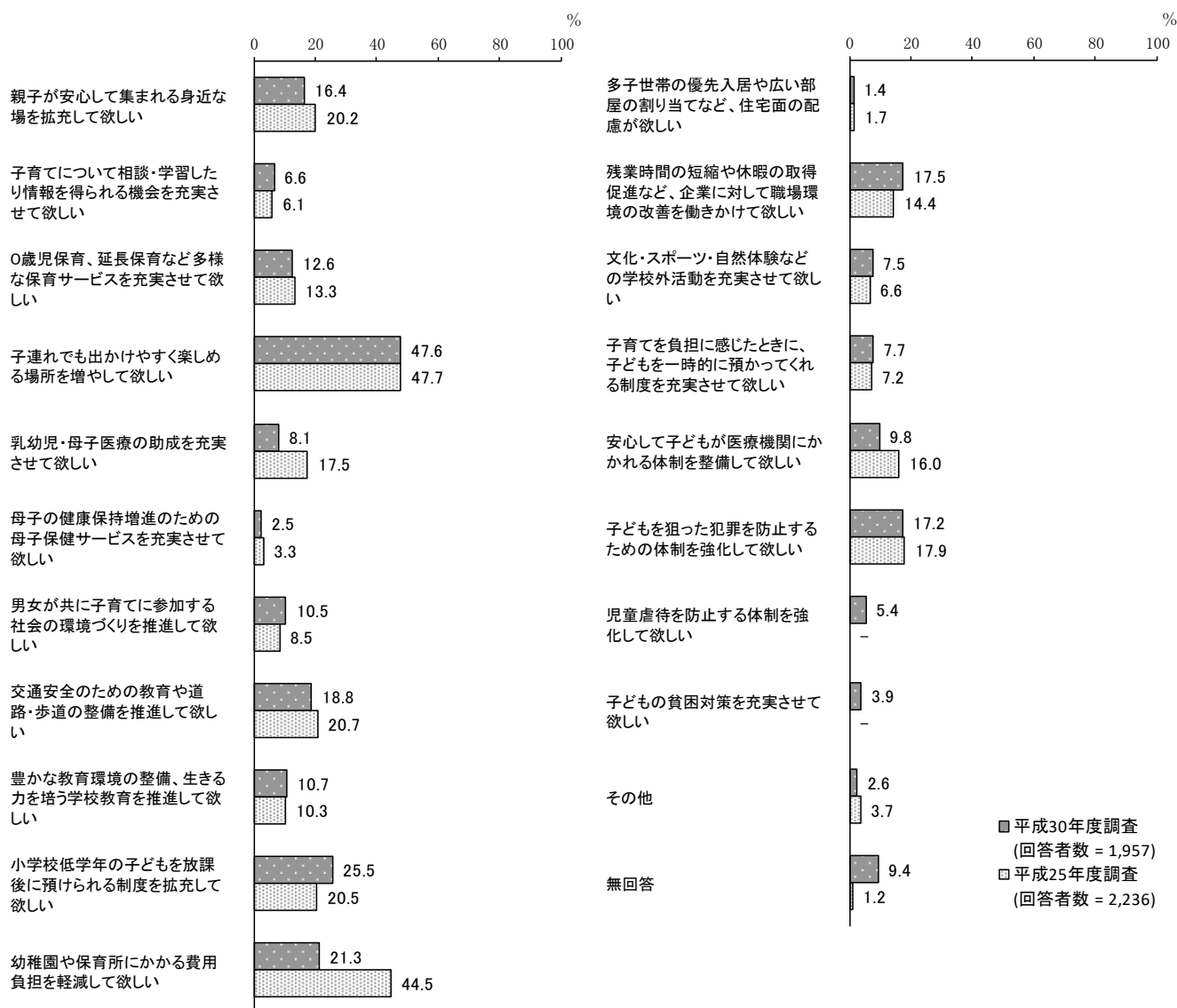


③ 就学前児童の保護者が市にして欲しいこと

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が47.6%と最も高く、次いで「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充して欲しい」が25.5%、「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」が21.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「乳幼児・母子医療の助成を充実させて欲しい」「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」の割合が減少しています。

一方、「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充して欲しい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」の割合が増加しています。

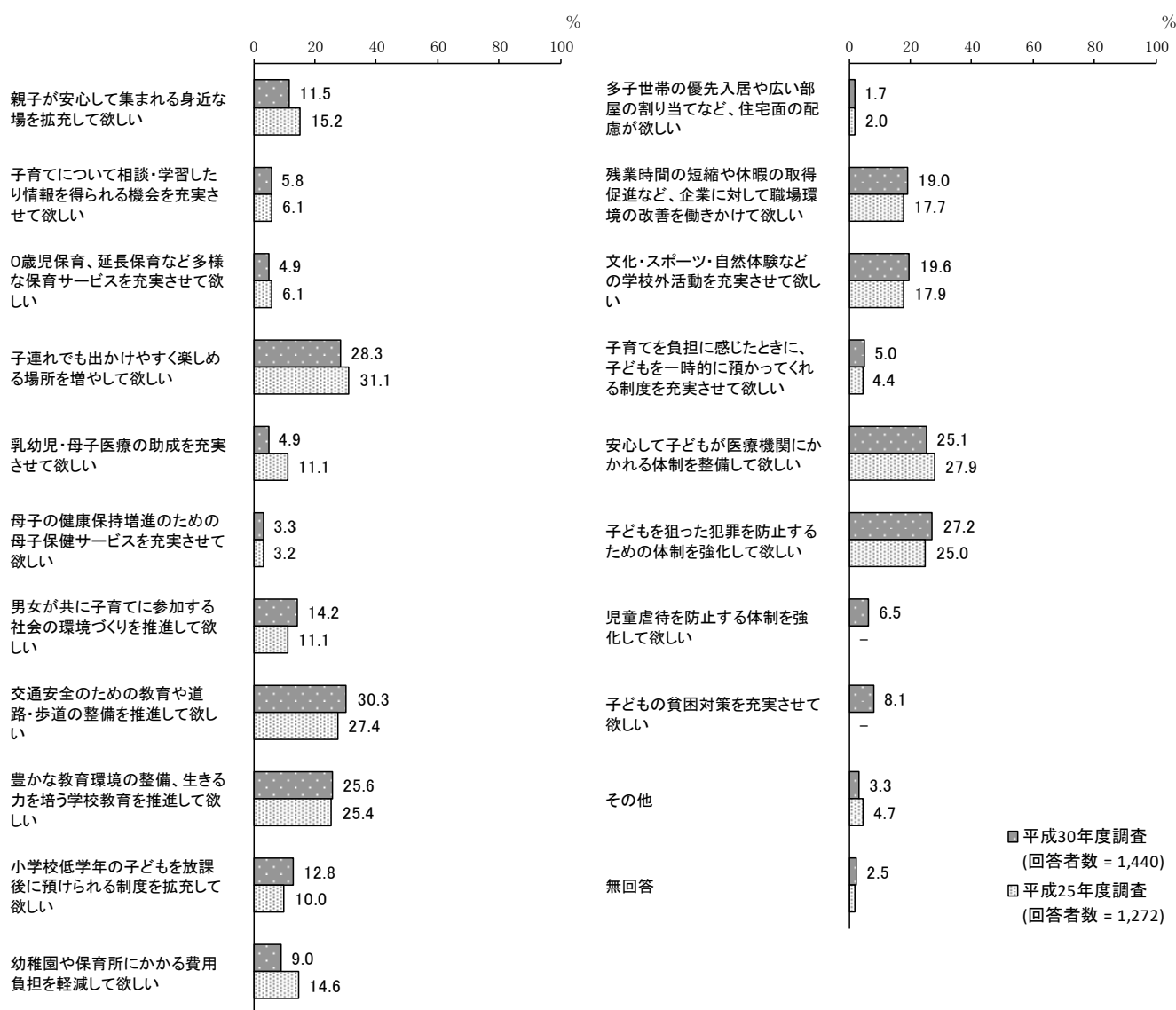


※「児童虐待を防止する体制を強化して欲しい」「子どもの貧困対策を充実させて欲しい」は平成30年度調査から新たに追加しました。

④ 小学生の保護者が市にして欲しいこと

「交通安全のための教育や道路・歩道の整備を推進して欲しい」の割合が30.3%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が28.3%、「子どもを狙った犯罪を防止するための体制を強化して欲しい」が27.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充して欲しい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」の割合が増加しています。



※「児童虐待を防止する体制を強化して欲しい」「子どもの貧困対策を充実させて欲しい」は平成30年度調査から新たに追加しました。

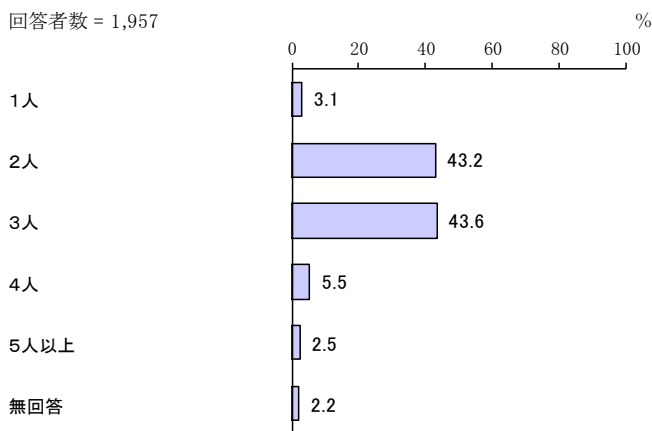
(7) 子どもの数について

① 理想とする子どもの数

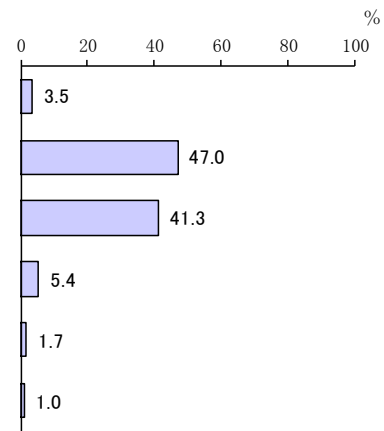
就学前児童の保護者は「3人」の割合が43.6%と最も高く、次いで「2人」が43.2%となっています。

小学生の保護者は「2人」の割合が47.0%と最も高く、次いで「3人」が41.3%となっています。

◆ 就学前児童



◆ 小学生

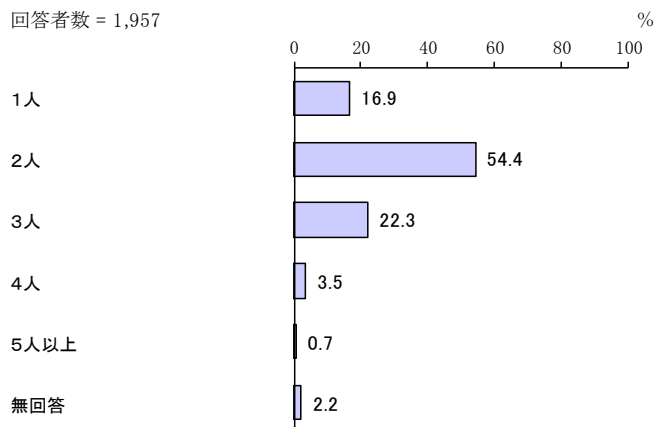


② 実際の子どもの数

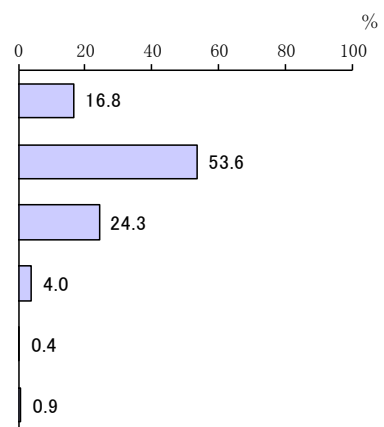
就学前児童の保護者は「2人」の割合が54.4%と最も高く、次いで「3人」が22.3%、「1人」が16.9%となっています。

小学生の保護者も「2人」の割合が最も高く、53.6%、次いで「3人」が24.3%、「1人」が16.8%となっています。

◆ 就学前児童



◆ 小学生

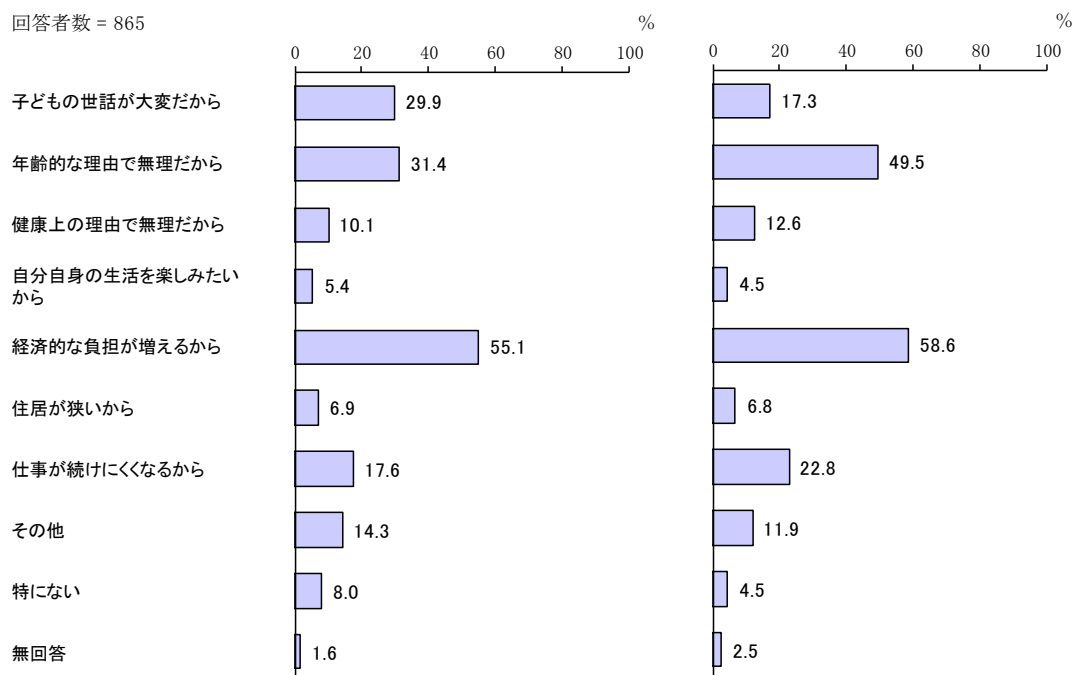


③ 理想より実際の子どもの数が少ない理由

就学前児童と小学生の保護者ともに、「経済的な負担が増えるから」の割合が最も高く、就学前児童は55.1%、小学生は58.6%となっており、次いで「年齢的な理由で無理だから」が、就学前児童は31.4%、小学生は49.5%となっています。

◆ 就学前児童

◆ 小学生



3 高松市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

(1) 数値目標の達成状況

高松市子ども・子育て支援推進計画では、合計 45 事業について、具体的な数値目標を掲げました。その達成状況をみると、「A」は 16 事業（全体の 35.6%）、「B」が 9 事業（全体の 20.0%）、「C」が 15 事業（全体の 33.3%）、「D」が 5 事業（全体の 11.1%）、「E」が 0 事業となっています。

達成状況(評価)の記号について

- A：達成率 100%以上
- B：達成率 80%以上 100%未満
- C：達成率 50%以上 80%未満
- D：達成率 1%以上 49%未満
- E：達成率 0%又は事業廃止などの評価不能

【 基本方向 1 「子どもの成長」への支援 】

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
1 歳 6 か月児健康診査事業	受診率 90.4%	受診率 95%	受診率 94.1%	B
3 歳児健康診査事業	受診率 84.5%	受診率 90%	受診率 90.8%	A
母子健康教育	31 回/年	41 回/年	67 回/年	A
性感染症予防事業	性感染症の健康教育を中学校 3 校、高等学校 1 校で実施	性感染症の健康教育を 5 校以上で実施 教職員への研修会等で年 1 回以上、性感染症の情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・性感染症の健康教育を中学校 3 校、大学 2 校、専門学校 1 校で実施 ・高等学校 3 校の文化祭で保健所出前展を実施 ・「知って得する女子力アッププロジェクト」にて県内の養護教諭等に性感染症の情報提供 	A
食に関する情報発信事業 (フードスタート運動、幼児健診における健康教育等)	実施回数 519 回/年	実施回数 550 回/年	実施回数 297 回/年	C
こども食堂等支援事業	—	14 か所	1 か所	D
保・こ・幼・小連携推進事業	小学校との連携を実施している保育所・認定こども園。幼稚園の割合 79%	100%	小学校との連携を実施している保育所・認定こども園・幼稚園の割合 100%	A

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
学校図書館活性化推進事業	学校図書館指導員 54 人雇用 (1 日 6 時間勤務)	学校図書館指導員 62 人雇用 (1 日 6 時間勤務)	学校図書館指導員 62 人雇用 (1 日 6 時間勤務)	A
少人数学級推進事業	少人数学級非常勤講師を 5 名雇用 小学校 5 校で実施	少人数学級非常勤講師を 8 名雇用 小学校 8 校で実施	少人数学級非常勤講師を 8 名雇用 小学校 8 校で実施	A
不登校対策事業	—	教育支援センター (適応指導教室) に 通室する児童生徒の 通室率：65%	37.6%	C
児童生徒指導推進事業	ハートアドバイザー 30 人 スクールソーシャル ワーカー 7 人 を配置	ハートアドバイザー 48 人 スクールソーシャル ワーカー 11 人 を配置	ハートアドバイザー 40 人 スクールソーシャル ワーカー 13 人 を配置	B
こども農園事業	10 か所	17 か所	11 か所	C
環境学習活動事業	出前講座、 環境学習講座 合わせて 70 回の 実施	出前講座、 環境学習講座 合わせて 77 回の 実施	出前講座、 環境学習講座 合わせて 57 回の 実施	C
南部クリーンセンター環境 学習事業	見学者数： 年 3,015 人 (学習室利用者を含む)	見学者数： 年 3,100 人 (学習室利用者を含む)	3,235 人	A
サンクリスタル学習事業	参加者数： 11,796 人 (5 年間合計)	参加者数： 15,000 人 (5 年間合計)	14,501 人 (5 年間合計) 30 年度：2,341 人 29 年度：2,770 人 28 年度：3,040 人 27 年度：3,515 人 26 年度：2,835 人	B
年長児童の赤ちゃん出会い・ ふれあい交流事業	実施校：2 校	実施校：7 校	実施校：11 校	A
子どもわくわく体験活動 支援事業	4 団体	5 団体	5 団体	A
伝統的ものづくり夏休み 親子体験教室	—	延べ 6 コース開催	6 コース開催	A
人権啓発活動事業	参加者 454 人	参加者 600 人	666 人	A
在宅障がい児ふれあい事業	23 回	28 回	26 か所	A
特別支援教育推進事業	特別支援教育 サポーターの配置 39 人	特別支援教育 サポーターの配置 73 人	44 か所	C
自立支援プログラム策定 事業	プログラム策定数 113 件	プログラム策定数 150 件	プログラム策定数 79 件	C
子育て短期支援事業	実施施設数 1 か所	実施施設数 2 か所	実施施設数 2 か所	A
子育て世代包括支援 センター事業	—	7 か所開設	5 か所開設	C

【 基本方向2 「子育て家庭」への支援 】

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
地域子育て推進事業	39 か所で実施	46 か所で実施	43 か所	B
子育て支援総合情報発信事業	子育てハンドブック 配布部数 10,000 部/年	子育てハンドブック 配布部数 10,000 部/年	子育てハンドブック 配布部数 5,000 部/年	C
子育て力向上応援講座事業	79 か所	105 か所 すべての市立小学 校、市立幼稚園及び 私立幼稚園で実施	79 か所	C
子ども読書まつり事業	参加者：1,500 人	参加者：2,000 人	2,100 人	A
家庭教育講演会	—	参加者数 200 名	115 人	C
休日保育事業	実施か所数：4 か所	実施か所数：5 か所	2 か所	D
放課後子ども教室事業	実施校区数：30 校区	実施校区数：47 校区	実施校区数：33 校区	C
一体型の放課後児童クラブ 及び子ども教室推進事業	実施校区数：8 校区	実施校区数：24 校区	実施校区数：10 校区	D
保育士確保緊急対策事業	—	待機児童数：0 人	待機児童数：62 人 (H30.4.1 現在)	B
各種セミナー実施事業	男女共同参画に 関するセミナー等 参加者数：2,891 人	男女共同参画に 関するセミナー等 参加者数：3,600 人	3,588 人	B
子育て支援中小企業等 表彰事業	延べ 52 事業所の 表彰	延べ 81 事業所の 表彰	延べ 76 事業所の 表彰	B

【 基本方向3 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり 】

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
消費生活教育出前講座	20 講座	30 講座	15 講座	C
火災予防の推進	幼年消防クラブ： 61 クラブ 少年消防クラブ： 21 クラブ	幼年消防クラブ： 70 クラブ 少年消防クラブ： 35 クラブ	幼年消防クラブ： 54 クラブ 少年消防クラブ： 19 クラブ	C
情報モラル教育推進事業	—	情報モラル教室への 参加率 100%	情報モラル実施校 37 校 78.7%	C
こども食堂等支援事業	—	14 か所	1 か所	D
身近な公園整備事業	—	整備か所数 (累計)：4 か所	整備か所数：1 か所 整備か所数 (累計)：5 か所	A
児童厚生施設管理運営事業 (児童館事業)	年間利用者数： 55,390 人	年間利用者数： 60,000 人	年間利用者数： 58,016 人	B
児童館管理運営事業	年間利用者数： 23,977 人	年間利用者数： 24,800 人	30,359 人	A
ノンステップバス導入事業	導入率 51%	導入率 78%	75.8%	B
地域組織（母親クラブ） 補助事業	7 団体	18 団体	7 団体	D
こども未来ネットワーク 会議開催事業	10 回／年	10 回／年	6 回／年	C

4 高松市の子どもや子育て家庭を取り巻く主な課題

高松市子ども・子育て支援事業計画の基本方向ごとに高松市の子どもや子育て家庭を取り巻く課題を整理しました。

基本方向1 子どもの成長への支援について・・・・・・・・

核家族化や地域のつながりの希薄化をはじめとしたライフスタイルの変化に伴い、全国的に、子育て家庭の孤立化が進んでおり、不安や負担を一人で抱える親が増加しています。こうした状況を踏まえ、国においては、子育て世代包括支援センターの全国展開を図っており、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、包括的な支援を提供することを目指しています。

本市では、2016年（平成28年）以降、順次、各地区に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健コーディネーターなどの専門職が、関係機関と連携して、利用者の視点に立った相談支援を行っています。

今後も、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援の充実を図ることが重要です。

乳幼児期における教育及び保育は、子どもにとって人間形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児教育・保育の充実を図る必要があります。

本市では、教育・保育の受け皿の確保や環境の改善を図るとともに、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園の普及を推進しています。

今後も、本市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育を安定的に提供する取組が必要です。

児童虐待を巡っては、全国的に深刻さが増す状況の中、法改正等により、児童相談所の体制強化が図られるなどの対策が進められています。

香川県における児童虐待対応件数は年々増加し、平成30年は1,375件で前年比16.4%増となっており、うち市内在住者の件数が586件、前年比15.8%増となっています。

今後においても、発生予防から早期発見・早期対応が図れるよう、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制を充実させることが必要です。

離婚などによりひとり親家庭が増加する中、社会的・経済的に不安定な状況に置かれたひとり親家庭について、その生活の安定を図り、自立を支援することが課題となっています。

ひとり親家庭が抱える様々な問題を解決できるよう、相談支援や情報提供を積極的に行うとともに、経済的な負担の軽減や就労支援も含めた総合的な支援を推進していくことが必要です。

全国的に、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となっています。国においては、法律制定や大綱の策定を通じ、対策の強化を図っています。

本市では、2017年度（平成29年度）、「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策の総合的な推進を図っています。

子どもの貧困問題は複合的な要素が絡むことが多いため、今後も、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、切れ目のないきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

基本方向2 子育て家庭への支援について・・・・・・・・

子どもたちや子育て家庭が、高松で暮らし続けたい、高松で子育てすることが楽しいと感じられるように、地域全体で子育てを応援していく環境づくりが大切です。

一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立や、子育てに対する負担や不安、ストレスの増大が課題となっており、これが、虐待や貧困などの二次的課題を生み出すリスクにもなっています。

このような視点からも、身近な場所での支援や相談体制の充実を図るとともに、地域の交流や連帯を強め、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりが求められています。

国においては、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組が進められており、2019年（令和元年）には、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

本市においても、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費や教育費などの様々な助成を行っています。

今後においても、妊娠から子育てまで、経済的負担感を持つことがなく、安心して子育てできるよう、国の施策も活用しながら、経済的な支援を行う必要があります。

女性の就業率の高まりなどから、保育ニーズが増大しており、保育所や放課後児童クラブの待機児童の解消が課題となっています。

今後、更なる保育ニーズの高まりにも対応できるよう、各地域ごとの人口動向を見極めながら、計画的にサービス提供量を確保するとともに、質の向上を図っていくことが必要です。

また、就労形態の多様化などにより、子育てに関するニーズも多様化しており、子育てと仕事の両立を支援するため、幅広い保育サービスの提供が求められています。

女性の社会進出が進み、勤労世帯の過半数が共働き世帯になるなど、人々のライフスタイルが多様化している一方で、働き方や子育て支援などの環境整備がこれらの変化に追いついておらず、結婚や子育てなどに関する人々の希望が実現しにくいものとなっています。

市民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方ができる社会の実現が求められています。

基本方向3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくりについて・・・

近年、子どもが巻き込まれる痛ましい事件や事故が後を絶たず、安全を確保するための対策が求められています。また、急速にインターネットが普及したことにより、インターネット利用に伴うトラブルが多発しており、情報モラル教育等の充実も必要になっています。

地域防犯活動や安全教育など、子どもや子育て家庭が安全で安心な生活を送れる環境づくりをすすめることが重要です。

安心して子育てをするためには、子どもや子育て家庭が、安全で安心して外出できる環境の整備が必要です。公共交通機関のバリアフリー化等のハード整備とともにソフト面においても妊婦や子ども・子育て家庭に配慮した、やさしい生活環境づくりを図っていく必要があります。

これからの子育て支援には、行政だけでなく、地域の住民や事業所、団体などが連携してネットワークを形成し、目的意識や情報、課題を共有した上で協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

また、そのためには、地域において子育てを支える担い手となる人材を育成することが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。すべての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他人を大切にできる心や社会規範を身につける中で道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは高松市民の願いです。



第1期計画に掲げた、上記の考え方を踏まえ、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進し、子どもの笑顔、家族の笑顔、地域の笑顔と、子どもの笑顔が中心として、市内のみんなの笑顔につながるよう、基本理念を「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」とし、これからの高松市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてる、さまざまな人々の笑顔かがやくまちをめざします。

[基本理念]

みんなで子育て
笑顔かがやくまち たかまつ



2 基本目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。

高松市で育つ全ての子どもが幸せに
暮らせる環境づくり

3 計画の体系

「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」を目指し、3つの体系により、子どもの成長と子育てを支援する施策・事業の効果的な展開を図ります。

(1) 子どもの成長への支援・・・・・・・・

次代を担う子どもたちが健やかに成長するため、母子の健康の確保と増進、疾病予防に取り組むとともに、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

また、子どもの生きる力や豊かな心を育む教育や体験学習環境の整備・充実に努めます。

そして、児童虐待やいじめの予防・早期発見に取り組むとともに、障がいのある子どもやひとり親家庭等の配慮が必要な子ども、貧困の状況にある子どもなどが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう支援します。

(2) 子育て家庭への支援・・・・・・・・

子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図るとともに、身近な場所で相談や保護者同志の交流ができるよう、地域の子育て支援体制を充実し、地域における子どもを育てる力の向上を図ります。

また、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスなどを充実するとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育ての両立が図れる環境づくりを推進します。

(3) 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり・・・・・・・・

防犯・交通安全・防災対策に取り組むとともに、子どもの居場所づくりなど推進し、妊婦や子ども、子育て家庭にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。

また、地域における子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを目指します。

みんなで子育て
笑顔かがやくまち
たかまつ

高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

1 子どもの成長への支援

1-1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

1-2. 健やかな成長を促す学びへの支援

1-3. 配慮を要する子どもと保護者への支援

2 子育て家庭への支援

2-1. 地域における子育て支援

2-2. 子育てと仕事の両立支援

3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり

3-1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり

3-2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

第2部 各論

(素 案)

第2部(素案)は概要版となっており、施策の推進内容ごとの具体的な事業は、主な取組を掲載しております。



第1章

子どもの成長への支援

基本施策Ⅰ 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

【 現状と課題 】

○妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

本市では、妊婦や乳幼児の健診等を実施し、健康の保持増進に努めるとともに、各種相談や健康教育の機会を通じて乳幼児の健やかな成長や育児不安の解消を図っています。

今後も、こんにちは赤ちゃん事業や健診において、関係機関との連携により、訪問率や受診率の向上を図るなど、着実に母子保健対策を進めていくことが必要です。

ニーズ調査結果をみると、「妊娠・出産・子育てについて、不安に感じたり困っている妊婦」の割合が76.1%となっており、保育所や幼稚園への入所（園）に関することや子育てをサポートしてくれる親族が近くにいないことなど、妊婦が様々な不安や悩みを抱えていることが分かります。

妊娠期から支援を行うことで、出産・子育ての不安を解消し、誰もが安心して子育てをスタートできるようにするとともに、その後も切れ目なく支援を続け、子どもをもつ親が負担感や孤独感に悩まないよう支援していくことが必要です。

○学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

本市では、学童期・思春期における心身の問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼすおそれがあることから、こころの相談や性感染症予防対策、喫煙・飲酒、薬物乱用の防止に向けた啓発等を実施しています。

また、近年、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、子どもたちの生活習慣の乱れが危惧されるゲーム障害等についても、対策が求められています。

児童・生徒が、自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、健康教育を推進するとともに、次世代の健康を育む保健対策を充実することが重要です。

○子どもの医療等に対する支援の充実

救急医療については、休日は当番医で、夜間は高松市夜間急病診療所で診療を実施しており、初期救急医療の体制を整備しています。また、夜間に入院治療を必要とする重症患者については、二次保健医療圏において複数の病院が当番制で診療を実施しており、救急医療体制が確保されています。

また、高度な医療を必要とする乳幼児への医療費を助成するとともに、不妊治療費

を助成し、安心して治療・妊娠・出産できるような体制の整備に努めています。

○「食育」の推進

本市では、農業体験や料理の機会を通じて、子どもの食への関心や食べる意欲、食物への感謝の気持ちの醸成等につなげています。また、幼稚園や保育所、学校の給食を通じて食育を行うとともに、地域においても親子で食について学ぶ機会や食生活の見直しを促す機会等を提供しています。

親子ともに食への関心を持ち、健全な食生活を実践することは、健康で豊かな心と体を育てていく基礎にもなることから、今後も食育の推進を図っていくことが求められます。

施策の推進内容（１）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長や発達を支援します。
- ・感染症から子どもを守るため、適切な時期に安全な予防接種を推進します。
- ・産婦が正しい知識を身につけ、新生児の健全な発育を促す産後ケアを推進します。
- ・健康教育、相談事業を充実し、安心して子育てが行えるような支援と乳幼児の疾病や発達異常の早期発見に努めます。

① 母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
子育て世代包括支援センター事業	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組めます。	保健センター
1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	保健センター

事業名	事業概要	主担当課
予防接種事業	<p>予防接種法による予防接種 四種混合(三種混合、不活化ポリオ)、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、水痘及び子宮頸がん予防ワクチンの接種</p> <p>風しん抗体検査結果後風しん予防接種</p> <p>妊娠を希望する女性とその配偶者で風しん抗体検査後、免疫が不十分である者へ麻しん風しんワクチン接種費用の一部を補助します。</p>	保健センター
産後ケア事業	<p>出産後の産婦及びその新生児が、出産後に一定期間保健指導を必要とする場合に、助産所で母体の保護や保健指導を行います。</p>	保健センター
産婦健康診査	<p>産後うつや産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。</p>	保健センター

② 健康教育・相談の実施

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
こども相談事業	<p>精神発達の気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。</p>	保健センター
母子健康教育	<p>乳幼児をもつ母親等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。</p>	保健センター

施策の推進内容(2) 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実・・・

【 基本方針 】

- ・ 思春期のひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を実施します。
- ・ 若年層に対し、性感染症の正しい知識や情報を普及・啓発することにより、性感染症予防を図ります。
- ・ 喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、睡眠習慣・ゲーム障害等の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
健康相談事業	こころの健康相談として、思春期に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を実施します。	保健センター
高松型地域共生社会構築事業	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた包括的な相談支援を実施します。	健康福祉総務課 地域共生社会推進室
喫煙・飲酒、薬物乱用対策（パンフレット配布事業）	がん研究振興財団・厚生労働省等からのパンフレットを全小中学校に配布し、各校でのパンフレットを活用した喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実、喫煙防止出前講座の実施、及び保護者啓発の推進を図ります。	保健体育課
若者層啓発事業	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム障害等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	保健センター

施策の推進内容（3）子どもの医療等に対する支援の充実・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・緊急時も安心して医療にかかることができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。
- ・障がいや疾病により、高度医療を必要とする家庭への医療費の助成・給付を行います。
- ・不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、不妊に関する悩み等への相談支援を行います。

① 小児救急医療体制の整備

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
在宅当番医制事業	医療機関が休診になる休日に、当番制で急病患者を受け入れる体制を整備することにより、小児救急患者の初期救急医療を確保します。	保健対策課 地域医療対策室
夜間急病診療所事業	夜間における急病患者に対応するため、夜間急病診療所において、内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科の応急的な診療を行います。	保健対策課 地域医療対策室

② 高度医療に対する支援

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	保健センター
不妊治療支援事業	子どもを望む夫婦の、不妊治療にかかる経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成するとともに、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談支援を行います。	保健センター

施策の推進内容（４）「食育」の推進・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園や学校において、子どもたちの「食」に関する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けられるように努めます。
- ・ 家庭や地域へ食に関する情報発信を行い、食育を推進します。

① 保育所・認定こども園・幼稚園・学校における「食育」の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する関心を高めたり、知識や技術が習得できるよう、農園体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども園運営課
学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課

② 家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
食に関する情報発信事業（保育所等）	ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、幼稚園、保育所等及び地域の人々へ食育を推進します。	こども園運営課
高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、望ましい食生活について考え、個人の食習慣の変容を促します。	保健センター

【現状と課題】

○幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上

乳幼児期は、子どもにとって、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い教育・保育を提供することが求められています。

本市では、教育・保育の受け皿の確保や環境の改善を図るとともに、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園の普及を推進しています。

また、子どもにとって、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、保育所や幼稚園、学校の連携した取り組みが必要です。

○「生きる力」を育てる学校教育の推進

子どもの「生きる力」を育成していくためには、学校教育において、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、地域や保護者、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを育む教育環境を推進していくことが重要です。

子ども一人一人と向き合い、きめ細やかな学習指導体制の充実を図るとともに、教職員の資質の向上を図ることが求められています。

○いじめや不登校対策の充実

いじめや不登校などの対策については、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、その未然防止、早期発見・早期対応を図ることが重要です。

また、子どもの人権擁護のため、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める取組が求められています。

○体験学習活動・地域活動の充実

少子化の進行や地域の連帯感の希薄化などに伴い、異年齢の子ども同士が接する機会や外遊びが減少しており、様々な体験活動や身体を動かす機会の提供が求められています。

ニーズ調査結果では、「子どもの成長過程で、必要と思われる取り組み」に係る項目として、「体験学習」が3番目に多く、小学生の保護者で44.9%となっています。

子どもが様々な体験や人との関わりから自立と協働を育むことができるよう、体験学習活動の場の充実を図るとともに、活動をリードする地域の担い手の育成が求めら

れます。

施策の推進内容（１）幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上・・・

【基本方針】

- ・人間形成の基礎を育む就学前教育の充実を目指し、希望する全ての子どもへの質の高い教育・保育を提供します。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態に関わらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できるよう、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。
- ・子どもの発達や学びの連続性を考慮し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取組みを行います。

① 認定こども園への移行促進

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
認定こども園整備事業	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及を促進します。	こども園総務課
公立保育所・幼稚園施設整備事業	教育・保育環境改善のため、幼稚園・保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園総務課
私立保育所施設整備補助事業	保育環境改善のため、保育所等の施設・設備の整備を実施します。	こども園総務課

② 幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
生きる力を育てる学校教育の推進事業	「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、教職員の資質向上を図る教員研修会等の充実や施設・設備などの整備を行います。	こども園運営課 学校教育課

事業名	事業概要	担当課
保・こ・幼・小連携推進事業	子どもの発達や学びの連続性を確保し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取組を行います。そのために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携や接続の体制づくりに努めます。	こども園運営課

施策の推進内容（２）「生きる力」を育てる学校教育の推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・総合的な学力向上を図るため、少人数学級の推進や外国語指導助手の配置など、きめ細やかな指導に取り組みます。
- ・豊かな人間性や社会性を育むため、読書活動や体験活動、就学前教育などを充実します。
- ・子どもの健康の保持増進、及び運動に親しむ習慣づくりと体力の向上に取り組みます。
- ・子どもに情報モラル教育を実施するとともに、教職員にインターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
英語指導助手派遣事業	英語指導助手を招致し、高松市立学校に派遣することによって、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
少人数学級推進事業	小学校の５・６年生において、進路指導や生徒指導の充実により安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育みます。	学校教育課
情報モラル教育推進事業	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっているネットトラブルやネット依存、ゲーム障害防止を目的として、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課 少年育成センター
情報モラル等指導支援事業	インターネット等の利用に伴う有害情報から児童生徒を守るため、教職員を対象とした研修会を実施するとともに、アンケート調査等を通して実態把握に努め、インターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発と実践力の向上を図ります。	総合教育センター
教育の情報化推進事業	コンピュータ教育の充実を図るため、国の整備方針及び「高松市 ICT 教育推進計画」に沿って小・中学校に情報機器を配置するほか、情報モラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター

事業名	事業概要	担当課
学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
伝統的ものづくり学校巡回教室	高松市の伝統的ものづくりに関する理解と関心を深め、普及啓発を図るとともに、情操教育の一助とするため、伝統的ものづくりの職人を希望小中学校に派遣し、歴史や現状について学んだり、技術を体験する機会を提供します。	産業振興課
高松型学校・地域連携システム推進事業	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、高松型学校運営協議会を各小・中学校に設置し、高松型コミュニティ・スクールを推進します。	学校教育課

施策の推進内容（３）いじめや不登校対策の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・生徒指導体制の充実や関係機関との連携強化を図りながら、子どもの暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と早期対応に努めます。
- ・子どもの人権擁護のための啓発や、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める教育を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
いじめ等対策事業	教育相談等の専門家を学校に派遣し、本人・保護者・学校への指導援助を行います。	学校教育課
児童生徒指導推進事業	児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為など、問題行動等の未然防止と解消を図るため、学校教育の推進に熱意のある人材「ハートアドバイザー」、中学校に社会福祉士等の資格を有する「スクールソーシャルワーカー」、いじめ相談に傾聴する「いじめ電話相談員」を配置します。	学校教育課
不登校対策事業	不登校児童生徒を対象とする教育支援センターの運営及び不登校を考える会等の実施を通して学校関係者、保護者、関係機関等と連携し、不登校に関する問題の改善を図ります。 また、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を運営し、不登校児童・生徒の社会的自立を目指します。あわせて、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でICTを活用して学習できるシステムを提供します。	総合教育センター

事業名	事業概要	主担当課
人権啓発活動事業	児童生徒・保護者、社会教育団体等による合唱、人権劇などを内容とする「人権フェスタ in 高松（仮称）」を開催し、幼児・児童生徒及びその保護者を始め、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権啓発課 人権教育課

施策の推進内容（４）体験学習活動・地域活動の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体等と連携し、多様な活動の場や機会を提供します。
- ・講習会などの実施により、地域で体験学習活動を行える指導者の育成を図ります。

① 多様な体験学習活動の機会の提供

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
市場DE自由研究	夏休み期間中に卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を通じて、市場の機能や流通のしくみ等について理解を深める機会を提供するとともに、夏休みの自由研究の題材として役立ててもらいます。	市場業務課
環境学習活動事業	環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境ワークショップ（館内講座）の実施や環境情報の提供を行うとともに、環境学習支援事業（出前事業）や自然観察体験事業を実施します。	環境保全推進課
下水道施設見学	下水道事業への理解と関心を深めるため、下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	下水道施設課
サンクリスタル学習事業	学校教育との連携を図り、市内小学生を対象としてサンクリスタル学習（歴史資料館・菊池寛記念館・中央図書館の3館合同学習）を実施します。	中央図書館 文化財課
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学4年生など）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学等）、プラネタリウム投影を実施します。	こども未来館

② 交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
保育体験学習事業（認定こども園・幼稚園）	少子化に対応するため、次代を担う子どもが家庭を持つことの意義を理解できるよう、小学・中学・高校・大学生が、保育体験を行う機会を提供し、教育・啓発を行います。	こども園運営課 学校教育課
保育体験事業（保育所・認定こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども園運営課

③ 子どもの地域における活動の促進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
新春子どもフェスティバル事業	親子、家族づれや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に資するため実施します。（高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
スポーツレクリエーションイベント開催事業	（公財）高松市スポーツ協会など関係団体で構成する高松市民スポーツ・レクリエーション組織委員会において、「高松スポーツカーニバル」「トリムの祭典」「高松スポーツ・健康感謝祭」などを実施します。	スポーツ振興課

【現状と課題】

○児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、子どもに対する重大な権利侵害であることから、児童虐待は社会全体で取り組むべき課題です。

子どもの虐待が起こる原因としては、親自身の被虐歴、望まぬ妊娠・出産、子育てに対する不安やストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、経済不安、DV・夫婦不和や、社会的に孤立し支援者がいないなどの「家庭の要因」、また、子どもの発達の遅れや疾病、障がいなどの「子どもの要因」など、様々な要因があると考えられています。

これらの要因が必ずしも児童虐待につながるわけではありませんが、これらの要因を抱える養育者を早期に発見し、適切な支援につなげることが児童虐待の防止、早期発見・早期対応には重要です。

ニーズ調査結果では、「児童の虐待を見たり聞いたりしたことがある。虐待かどうか分からないが、おかしいと思ったことがある。」と答えた保護者の割合は、就学前で16.3%、小学生が16.1%となっています。

本市では、児童虐待を未然に防止するため、子どもに関するさまざまな相談事業のほか、養育支援が必要な家庭への訪問を行っていますが、さらに、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制を充実させることが必要です。

○障がいのある子どもへの支援の充実

障がいがある子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、教育・福祉・医療等、関係機関が連携し、総合的な支援に取り組む必要があります。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において、発達障がい等の支援が必要な子どもたちが増加の傾向にあるため、支援体制を充実することが重要です。

○ひとり親家庭への支援の充実

母子家庭の場合は経済的な問題を、また、父子家庭においては家事や子育てなど日常生活における問題を抱えているケースが少なくありません。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、今後も、相談支援や情報提供を積極的に行うとともに、経済的な負担の軽減や就労支援も含めた総合的な支援を推進していくことが必要です。

○社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

近年、子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、子どもや家庭における課題は複雑化、深刻化しています。このような中で、全ての子どもに良質な養育環境を保障し、子どもを大切に作る社会の実現が求められています。

社会的養護に関しては、香川県子ども家庭課や児童相談所等が主として対応していますが、本市の児童家庭相談事業や要保護児童対策地域協議会である「高松市児童対策協議会」と密接に関係しており、要保護児童等に対して切れ目のない支援をしていくことが重要です。

要保護児童等については、行政だけではなく、学校・保育所等や自治会、民生委員、主任児童委員、NPOなどの関係機関と連携して支援するとともに、地域でのサポート体制の充実が求められています。

DV 被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設等による専門的な支援も必要とされています。

○子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにすることが必要です。

子どもの貧困問題は、複合的な要素が絡むことが多いため、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、相談体制を充実するとともに、切れ目のない細やかな支援を行っていく必要があります。

施策の推進内容（１）児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子ども家庭総合支援拠点を核にして、児童相談体制の充実強化を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見のためのネットワークづくりを進めます。

- ・児童相談所との間の介入と支援の役割分担に基づく連携を強化し、早い段階から家庭に寄り添いきめ細かく丁寧な支援を行うことで、虐待事案の重篤化の防止を行います。
- ・児童の養育や特定な状況にある妊婦がいる家庭に、養育支援員が訪問・支援し、家庭での養育の安定・向上を図ります。
- ・育児について不安や負担感を抱える保護者が、安心して育児ができるよう、臨床心理士による個別相談などを行います。

① 子どもの権利侵害等に関する相談支援の充実

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課

② 児童虐待の予防・早期発見・早期対応の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども女性相談課
要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課
子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげます。	こども女性相談課

施策の推進内容（２）障がいのある子どもへの支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・市民の、障がい児や障がい者に対する理解を深めるため、啓発キャンペーンの実施や広報活動を推進します。
- ・障がいのある子どもや障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、障がいの早期発見、早期療育につなげます。
- ・障がいのある子どもとない子どもが交流し、ともに学び、成長できるよう教育・保育の充実を図っていきます。
- ・特別な支援が必要な子どもや保護者に対し、きめ細やかな支援の充実を図ります。
- ・障がい児や家族が地域社会で安心して生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、経済的負担を軽減するため、医療費等の助成・給付を行います。

① 障がいや障がい児に対する理解の促進

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
障害児を守る日関係事業	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障がい児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンの実施や懸垂幕掲出、障がい児が作成した絵画、工作などによる作品展を開催します。	障がい福祉課

② 地域生活を送る上での支援の充実

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
障がい者相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
身体障害児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
障害児通所支援事業費	障がい児が、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等を利用することにより、日常生活における基本的動作や集団生活への適応能力の向上を図ります。	障がい福祉課
障害児放課後支援事業(放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課

③ 障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立保育所・認定子ども園・幼稚園に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども園総務課 こども園運営課
特別支援教育推進事業	学校教育法等の改正を踏まえ、様々な障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うため、市内の小・中学校に特別支援教育支援員・特別支援教育サポーターを配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。 発達障がいのある子どもたちを対象に、子どもたちが自立し社会生活をスムーズに送ることができるよう、短期個別指導を行うアシスト教室を開設します。	学校教育課 総合教育センター
院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課

④ 早期から一貫した支援体制の構築

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
発達障害者サポート事業	発達障がい児・者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいへの支援を行う人材育成の観点から、サポーター養成講座やペアレントトレーニング等を実施します。	障がい福祉課
発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・認定子ども園・幼稚園）	特別な支援が必要な子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、きめ細やかな一貫した支援が早期から行える体制を構築し、支援の充実を図ります。	こども園運営課

⑤ 経済的支援の充実

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
障害児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター
障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く。）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課

施策の推進内容（3）ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・ひとり親家庭に向けて、情報を幅広く提供するとともに、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進します。

① 情報提供の推進

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット ・ひとり親ウェブサイト	子育て支援課

② ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課

事業名	事業概要	主担当課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の自立支援のため、就職支援セミナーや就業に結びつく可能性の高い技術・資格を有するための就業講習会等を実施します。また、別居親と子の面会を支援する面会交流支援事業を実施します。	こども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合と、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給します。	こども家庭課

③ ひとり親家庭への経済的支援の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない母子家庭等に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課

施策の推進内容（４）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実・・・

【 基本方針 】

- ・社会的養護の理念である「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を基本に、地域活動と連携して子育て支援を展開していきます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）運営事業（再掲）	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある（DV被害にあった女子等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども女性相談課

施策の推進内容（５）子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・

【基本方針】

- 子どもの貧困対策は、平成30年3月の「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づき推進します。
- 「教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的な支援」、「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱とし、国や県、民間企業、地域団体と連携を図りながら、子どもの視点に立った各種の貧困対策事業に取り組みます。



第2章

子育て家庭への支援

【現状と課題】

○地域における子育て家庭への支援の充実

社会状況の変化により、子育て家庭は、従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。このため、不安感や孤立感などを抱きながら、日々の子育てを行っている保護者もいます。

ニーズ調査結果では、「子育てについて何らかの悩みがある保護者」の割合が、就学前で82.7%、小学生で88.2%となっています。

今後も、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、地域社会が保護者に寄り添い、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めることが必要です。

○家庭における教育力の向上

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の子育て力の向上が重要な課題となっています。

家庭の教育力の向上を図るための取組に加え、育児に関する多岐にわたる悩みや不安を、保護者が相談できる体制の充実が求められています。

○経済的負担の軽減

本市ではこれまで、こども医療費助成をはじめとした各種施策を実施することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ってきました。

ニーズ調査結果では、「理想とする子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ない理由」に係る項目として、「経済的な負担が増えるから」と回答した保護者が最も多く、就学前で55.1%、小学生で58.6%となっています。

今後も、家庭の経済状況に関わらず、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

施策の推進内容（１）地域における子育て家庭への支援の充実・・・・・・・・

【 基本方針 】

- 子育て親子が身近なところで相談・交流できるよう、地域の子育て支援施設等を充実します。
- 不安感や孤立感を抱える子育て家庭が、必要な情報を得ることができるよう、いろいろな機会を通じて情報提供するとともに、施策や事業の周知・啓発に努めます。
- 保護者の多様なニーズに対応した、安心して子どもを預けられる子育て支援施策の充実を図ります。
- 地域自らが社会的な課題に取り組み解決できるよう、地域活動を支援します。

① 地域における子育て支援機能の充実

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 (私立保育所以外) こども園総務課 (私立保育所)
地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども園総務課 こども園運営課
子育て世代包括支援センター事業（再掲）	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組みます。	保健センター
利用者支援（地域子育て支援コーディネーター）事業	利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課

事業名	事業概要	担当当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課

② 地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当当課
幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習センター
協働企画提案事業	市民の発想を生かした事業提案を募集し、市民活動団体と市が協働で事業を実施することにより、社会的な課題等に取り組み、市民サービスの向上及び団体育成を目指します。	男女共同参画・協働推進課

③ 施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当当課
「笑顔で♪子育て」展	たかまつミライエで、子育て支援事業について紹介するパネル展を実施し、各種子育て情報を提供します。	子育て支援課
広報事業	広報たかまつの発行を始め、ケーブルテレビ市政情報番組やテレビ、ラジオなど各種媒体で、子育て家庭を対象とする番組等を企画し、親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子育てに役立つ情報を発信します。	広聴広報課

施策の推進内容（２）家庭における教育力の向上・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・子どもの健全な育成を促すため、子育てについて学習・体験できる機会をつくり、家庭・地域における教育力の向上に努めます。
- ・子どもの読書活動を推進するため、読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭での積極的な取組が進められるよう読書活動の普及啓発を推進します。

① 家庭における教育力の向上

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター
子育て力向上応援講座事業	家庭での子育て力向上を図るため、子育てにおける課題や子どもの成長、子どもの生活リズム、コミュニケーション等について、就学時健康診断等を活用した子育て力向上応援講座を開設します。	生涯学習課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等の配布や、小・中学校の児童生徒に生活リズムチェックシートを配布するなど、家庭教育や子育てに役立つ情報等を提供します。	生涯学習課

② 家庭における読書活動の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
子ども読書まつり事業	「子ども読書まつり」の開催により、多彩な児童行事や講演会等を実施し、子どもには読書への動機付け、また、保護者には子ども読書活動への認識を高めてもらい、子ども読書活動の推進を図ります。	中央図書館
ブックスタート事業 ブックスタートフォロ ー事業	保健センターと連携を図り、保健センターほか各地域コミュニティセンター等で実施している4か月児相談時等に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことにより、保護者等の楽しい子育て参加を推進するとともに、読書への動機付けを図ります。また、保健センター等で行われる定期的な幼児期の健康診査時に子ども向けブックリストを配付します。	中央図書館

施策の推進内容（3）経済的負担の軽減・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・ こども医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ・ ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。

① 医療費の助成

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
こども医療費助成事業	令和2年度から中学生の通院助成を開始し、入院・通院ともに中学校卒業(0歳から15歳年度末)までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども家庭課

② 幼稚園・保育所等の就園及び利用に関する援助

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
多子世帯保育料減免事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にします。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にします。	こども園運営課
幼稚園就園奨励費事業	私立幼稚園に入園する満3歳児(私立幼稚園のみ)、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、所得状況に応じて保育料等の減免・補助を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
病児・病後児保育利用料無料化事業	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

③ 学校教育にかかる経済的負担の軽減

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
就学奨励事業	経済的な理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
教育資金支援事業	成績優秀かつ向学心旺盛な生徒であって、経済的理由のため進学困難な者に対し、奨学金を支給するとともに、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付け、教育の機会均等に努めます。 また、大学等へ進学した者の保護者で、入学資金金融制度を利用した者に対し、利子補給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課

④ 子育て家庭に対する手当の支給

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
児童手当支給事業	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	こども家庭課

⑤ 出産にかかる経済的負担の軽減

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
助産施設運営事業	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課

⑥ 障がいのある子どもをもつ家庭の経済的負担の軽減

「第1章 III-(2) 障がいのある子どもへの支援」に記載

⑦ ひとり親家庭の経済的負担の軽減

「第1章 III-(3) ひとり親家庭への支援」に記載

基本施策Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

【 現状と課題 】

○多様な保育事業の提供

就労形態の多様化などにより、子育てに関するニーズが多様化しています。子育てと仕事の両立を支援するため、幅広い保育サービスの提供が求められています。

ニーズ調査結果では、「今後利用したい事業・サービス」に係る項目として、「放課後児童クラブ」と回答した人が最も多く、就学前で29.3%となっており、ニーズに対応した受け皿の確保が必要です。

○ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立のためには、市民や事業者が男女共同参画を身近な問題として考え、連携・協力しつつ、主体的な取組を進めていくことが重要です。

本市では、男女共同参画意識を醸成するため、セミナーの開催等により周知・啓発を行っています。

今後も、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備を促進するため、働き方改革等に関する情報などについて、周知・啓発を行っていくことが必要です。

施策の推進内容（1）多様な保育事業の提供 ・ ・ ・ ・ ・

【 基本方針 】

- ・女性の就業率の上昇に対応した、保育所や放課後児童クラブの受け皿の確保に努めます。
- ・保護者の多様な保育ニーズに対応した、延長保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを提供します。
- ・保育士等の人材の確保を図るとともに、質の向上に努めます。
- ・認可外保育施設に対し、適切な指導監督や研修、助成を行い、保護者が安心して預けられる環境整備に努めます。
- ・放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。

① 多様な保育ニーズ等への対応

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
一時預かり事業(再掲)	保護者の傷病等による緊急時に一時的な保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間である 11 時間を超えて保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
病児保育事業「病児対応型」(再掲)	保育所等に通所中の児童等が病気のため、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課
保育士確保緊急対策事業	保育士不足傾向にある私立保育所等において、保育士を確保するため、期間限定で本市独自の緊急対策事業を実施します。	こども園運営課

② 認可外保育施設の質の確保

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
認可外保育施設助成事業	認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上を図るため、施設の経常的経費の一部に対して補助します。	こども園総務課
認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども園総務課

③ 総合的な放課後対策の充実

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課

施策の推進内容（２）ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・男女共同参画や働き方改革などを推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

① 男女共同参画による家庭生活の充実

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	男女共同参画・協働推進課
男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、啓発誌等を作成し、啓発を行います。	男女共同参画・協働推進課

② 雇用環境の整備

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
「たかまつ労政だより」発行事業	労働関係の情報を提供している「たかまつ労政だより」に、働き方改革等に関する情報などを掲載し、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを促進します。また、本市ホームページを活用した啓発に積極的に取り組めます。	産業振興課



第3章

子どもの成長・子育て家庭 を支える環境づくり

【 現状と課題 】

○防犯・交通安全・防災対策の推進

近年、子どもが巻き込まれる犯罪や事故が多く発生しており、安全・安心なまちづくりへの関心が高まっています。

本市では、子どもを事件や事故、犯罪から守るため、学校や地域、家庭が連携・協働し、子どもを見守るとともに、安全教育を推進するなど、子どもの安全対策を進めています。

今後も子育て家庭が安全・安心に暮らせる地域の環境づくりを進めていくことが重要です。

○有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進

本市では、有害環境対策や非行防止・健全育成について様々な取組を行っていますが、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しており、非行の低年齢化やインターネット利用に伴うトラブル等が危惧されています。

ニーズ調査結果では、「子どもの安全を守るために、特に重要と思われること」に係る項目として、「ネットトラブルに巻き込まれないための情報モラル教育」と回答した保護者が37.6%となっています。

今後も、子どもや保護者に対して情報モラル教育などをすすめていくとともに、子どもの非行防止・健全育成のため、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して、問題に取り組んでいく必要があります。

○子どもの遊び場・居場所づくり

本市では、これまで、子どもたちが、安全に安心して遊び、過ごすことができるよう、公園や児童館などの整備を進めてきました。

今後も引き続き、子どもの身近な場所に遊び場などを整備していくとともに、子ども食堂や高齢者との多世代交流の場など、地域における居場所づくりをすすめていくことも必要です。

○子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

本市では、公共交通機関のバリアフリー化の推進など、子ども連れなどが安心して外出できる環境の整備を行ってきました。

今後も、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化をすすめ、妊婦や子ども・子育て家庭に理解ある、やさしい生活環境づくりの推進が求められます。

施策の推進内容（１）防犯・交通安全・防災対策の推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策、防災対策に努めます。
- ・子どもが犯罪や事故、災害から自分で自分の身を守ることができるよう、学校や家庭、地域において学習を進めます。

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
不審者情報提供（子ども等の安全の確保）	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にメール配信登録者数を増やし、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。	生涯学習課 少年育成センター
都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化及び歩行者の安全性の向上を図ります。	道路整備課
情報モラル教育推進事業	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっているネットトラブルやネット依存、ゲーム障害防止を目的として、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課 少年育成センター
火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼少年期において、火の正しい取扱方法を学び、消防を理解することで、火災予防意識の高揚等を図ります。少年消防クラブリーダー研修会・幼年消防フェスティバル等の体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を行います。	消防局予防課

施策の推進内容（２）有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・地域で活動する市民団体や関係機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組みます。
- ・関係機関及び関係団体と連携を図り、非行防止や青少年の健全育成に努めます。

① 有害環境対策の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内 13 箇所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	生涯学習課 少年育成センター
情報モラル教育推進事業（再掲）	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっているネットトラブルやネット依存、ゲーム障害防止を目的として、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課 少年育成センター

② 非行防止の推進

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもを守り育てる中核的市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	生涯学習課 少年育成センター
児童生徒指導推進事業（再掲）	児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為など、問題行動等の未然防止と解消を図るため、学校教育の推進に熱意のある人材「ハートアドバイザー」、中学校に社会福祉士等の資格を有する「スクールソーシャルワーカー」、いじめ相談に傾聴する「いじめ電話相談員」を配置します。	学校教育課

施策の推進内容（3）子どもの遊び場・居場所づくり・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・子どもが安全で安心して遊べるため、公園等の整備を行います。
- ・高齢者や子育て経験者など、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが心安らぐ居場所づくりに努めます。

① 公園等の遊び場の整備

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
身近な公園整備事業	高松市緑の基本計画に掲げる目標の「各小学校区の公園面積の拡充」を実現し、都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
ちびっこ広場整備事業	児童及び幼児が安全で安心して遊べるため、周辺に都市公園がなく、当分の間、公園整備が見込まれない地域において、空地となり使用されていない土地を活用して遊び場を整備するとともに、ちびっこ広場修繕等により、市民が気軽に憩い、ふれあえる場の保全を行います。	公園緑地課

② 子どもの居場所づくり

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
児童厚生施設管理運営事業(児童館事業)	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	子育て支援課
こども食堂等支援事業(再掲)	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
高齢者居場所づくり助成事業	高齢者の孤立防止や介護予防・健康づくりを目的として実施している高齢者居場所づくり事業において、高齢者の居場所での子どもとの触れ合い活動に対する助成制度を実施するなど、多世代交流の促進を図ります。	長寿福祉課

施策の推進内容（４）子育て家庭にやさしいまちづくりの推進・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・妊産婦や子育て家庭が利用しやすいよう、交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。
- ・「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために妊婦へ「マタニティバッジ」や「マタニティカード」の配付、妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	鉄道事業者が市内に所在する既存の鉄道駅等において、ホームスロープや手摺等を設置することにより、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
ノンステップバス導入事業	公共交通事業者のノンステップバス導入に対して補助金を交付することにより、車両のバリアフリー化を推進します。	交通政策課
マタニティバッジ・マタニティカードの配付	妊娠初期は、外見からは妊娠していることが分かりづらく周囲の理解が得られにくいという声も聞かれることから、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために「マタニティバッジ」や「マタニティカード」を作成・妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。	保健センター

【 現状と課題 】

○子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実

子どもの成長と子育て家庭への支援を推進するためには、行政だけでなく、地域の住民や事業所、団体などが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域において子育てを支える担い手の確保が課題となる中、人材の育成が求められています。

○子育て支援のネットワークの充実

地域のすべての家庭が安心して子育てを行えるようにするためには、行政内部における分野別の「縦割り」を超えた取組を行うことはもちろん、行政、地域組織、子育てサークル、ボランティア、NPO 法人、福祉団体など、子育て支援を行っている団体グループが連携してネットワークを形成し、目的意識や情報・課題の共有を図ることが必要です。

施策の推進内容（１）子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、人材の育成や活動団体への支援を充実します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課
子ども会育成会指導者講習会（再掲）	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課

施策の推進内容（２）子育て支援のネットワークの充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子育て支援事業を実施する団体や個人間の連携・協働を図りながら、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
高松型地域共生社会構築事業（再掲）	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。	健康福祉総務課 地域共生社会推進室
子どもの貧困対策コーディネート事業（再掲）	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じるとともに、関係機関・団体等のコーディネート力を高め、関係機関等相互の情報共有とネットワークの構築を推進することにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備します。	健康福祉総務課 地域共生社会推進室
こども未来ネットワーク会議開催事業	地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図りながら、各種事業の効率的な実施方法の検討や、利用者への情報発信などきめ細やかな施策・事業の展開に役立てるため、「こども未来ネットワーク会議」を開催します。	子育て支援課